

2023～2027 年度
(令和 5～9 年度)

釧路市教育推進基本計画

～子どもたちの「生きる力」を育むために～



釧路市教育委員会

釧路市教育推進基本計画

も く じ

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 計画の策定にあたって | 4 |
| 2 | 教育を取り巻く社会情勢 | 6 |
| 3 | 本市教育の目指す姿 | 8 |

第 2 章 施策の推進

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 生きる力を支える学力の向上 | 12 |
| 2 | 社会の変化に対応する力の育成 | 13 |
| 3 | 特別支援教育の充実 | 17 |

基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

| | | |
|---|---------|----|
| 4 | 心の教育の充実 | 18 |
| 5 | 生徒指導の充実 | 21 |

基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

| | | |
|---|---------------|----|
| 6 | 体力・運動能力の向上 | 24 |
| 7 | 健康・安全・防災教育の充実 | 25 |

基本方針Ⅳ 充実した学びを支える教育環境の整備

| | | |
|---|---------------|----|
| 8 | 安全で快適な教育環境の充実 | 27 |
|---|---------------|----|

基本方針Ⅴ 信頼に応える学校づくりの推進

| | | |
|----|-------------------|----|
| 9 | 魅力ある学校づくり | 28 |
| 10 | 教職員の資質能力の向上・働き方改革 | 30 |

基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

| | | |
|----|-------------|----|
| 11 | 学校間の連携・協働 | 32 |
| 12 | 家庭・地域と学校の連携 | 34 |

《参考資料》

| | |
|---|---|
| 1 | 2018~2022（平成30~令和4）年度の教育推進基本計画における達成目標に係る達成状況 |
| 2 | 策定委員会設置要綱 |
| 3 | 策定委員名簿 |
| 4 | 策定経過 |

第1章

計画策定の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

釧路市では、国や北海道の教育施策の動向を踏まえ、学校教育の一層の推進を図るため、中・長期的な視点に立った学校教育の目指すべき姿や取り組むべき施策等を明らかにするとともに、学校教育に関する施策を総合的、体系的に進めていくことを目指し、2013（平成25）年2月に「釧路市教育推進基本計画」（以下、「Ⅰ期計画」という。）を策定しました。その後、国における第3期教育振興基本計画の策定を見据え、2018（平成30）年3月に「第Ⅱ期 釧路市教育推進基本計画」（以下、「Ⅱ期計画」という。）を策定し、基本理念「釧路の風土で生まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり」の実現のため、「Ⅰ期計画」を改定する形で、5年間で取り組む6つの基本方針と、それに基づく12の基本方針を掲げ、教育施策の着実な推進に努めてきたところです。

この間、教育を取り巻く環境は大きく変化しました。超スマート社会（Society5.0）*の到来やグローバル社会の進展等の社会経済情勢の変化、学習指導要領の改訂やGIGAスクール構想*の実現に基づくICT*環境の整備等の新たな教育課題への対応、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など、今こそ、先を見通せない、予測できない未来に対して教育がどのように対応すべきか、その有様が問われています。

こうした状況を踏まえつつ、「児童生徒の学力向上」「不登校児童生徒への対応」「特別支援教育の充実」といった課題を明らかにした上で、本市が目指す教育の姿の実現に向け、学び続ける意欲をもち、多様化する課題に対し主体的に解決できる力を身に付けた、次代を担う人材を育てていくため、重点項目に係る施策と、これらに紐付く様々な取組を相互に連携・関連させ、総合的、体系的かつ効果的に推進しながら、今後5年間の施策の方向性を示す次期計画として「第Ⅲ期 釧路市教育推進基本計画」（以下、「Ⅲ期計画」という。）を策定しました。

計画の位置付け

1 法的な位置付け

- 教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

【教育基本法（抜粋）】

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 本市の各種計画等との関係

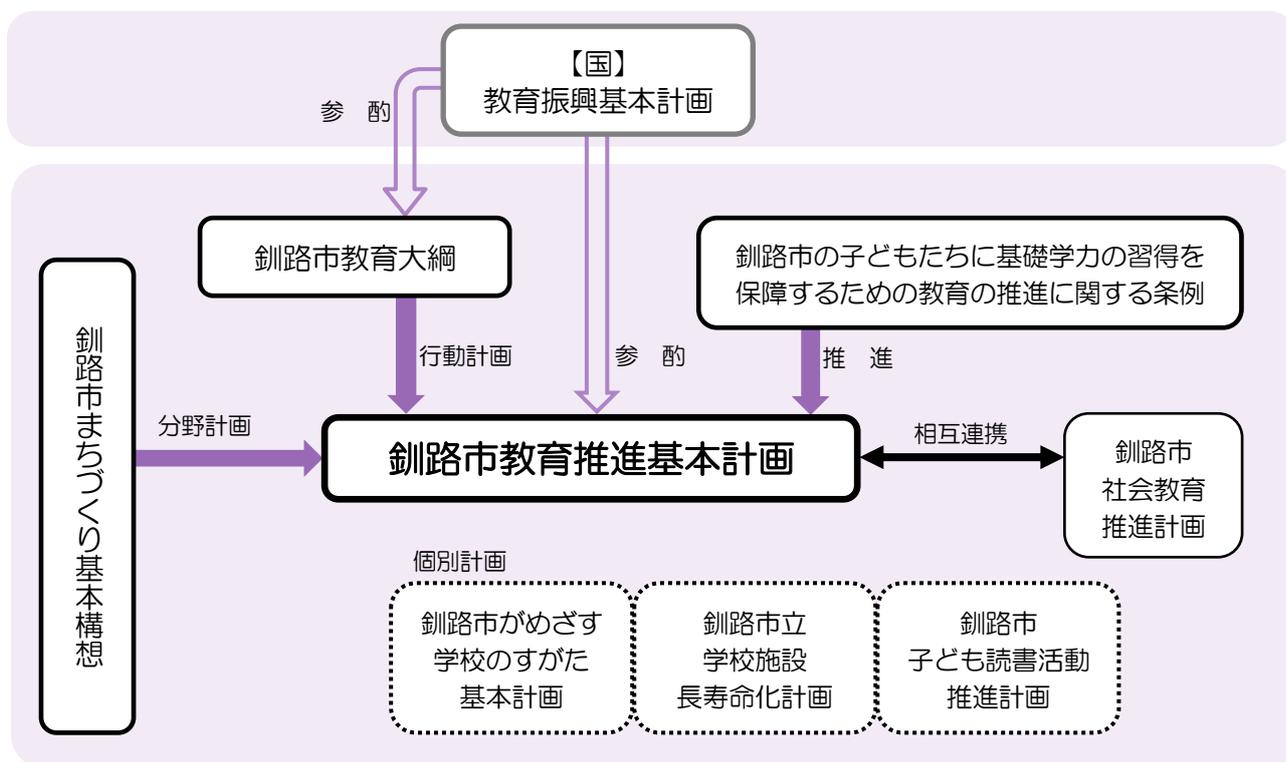
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、首長が定める「教育に関する大綱」（教育大綱）において示された基本理念及び基本的な方針に沿って、具体的な施策を展開するための行動計画であり、「釧路市まちづくり基本構想」の分野別施策「環境・教育・文化」のうち、学校教育に関する分野計画としても位置付けています。
- 「釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例」における基本理念を踏まえ、本計画において関連する施策を総合的かつ計画的に推進します。

* 超スマート社会（Society5.0）：第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のこと。

* GIGAスクール構想：1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもも含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現や、これまでの教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教職員、児童生徒の力を最大限に引き出すとする文部科学省の取組。

* ICT：「Information and Communication Technology」の略。教育分野では、情報コミュニケーション技術と訳される。

■本計画は、学校教育部門の計画であり、生涯学習部門の「釧路市社会教育推進計画」と併せて、「釧路市の教育推進計画」となるものです。相互に連携を図り、それぞれの計画のもと、学校教育及び生涯学習の各種施策を展開し、本市の教育振興の両輪と位置付けるものとします。



計画の期間

2023（令和5）年度から 2027（令和9）年度までの5年間

計画の推進と進行管理

計画の推進にあたっては、本計画に掲げた本市教育の目指す姿や施策の概要等が、教育関係者や保護者をはじめ広く市民に共感・共有されるよう、広報紙、ホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動に努めるなど、計画の周知を図ります。また、本計画の実効性を確保するため、教職員一人一人が本計画に対する理解を深められるよう、様々な機会を捉えて周知を図ります。

また、計画の進行管理は、PDCAサイクル（Plan:計画—Do:実施—Check:評価—Action:改善）を活用し、本計画に掲げた施策の方向や達成目標などについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」により点検、評価を行い、その結果を広く市民に公表するとともに、翌年度以降の施策の展開に反映させながら、実効性のある計画の推進に努めます。

加えて、本市全体で教育の方向性を共有し、教育施策を連携させることにより、質の高い教育につなげるために、各学校等では「Ⅲ期計画」を鑑みて学校経営計画等を作成します。なお、教育委員会においても、各学校等の状況を丁寧に把握・支援するよう努めていきます。

2 教育を取り巻く社会情勢

社会情勢の変化

1 人口減少と少子高齢化の進行

我が国は既に人口減少時代に突入し、かつて経験したことの無い人口減少・少子高齢化が進行しつつあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国の人口は、2008（平成20）年をピークに減少に転じ、2060（令和42）年には8,674万人まで減少すると見込まれています。また、出生数は減少を続け、生産年齢人口はピーク時のおおむね半分になると推計されており、一方で、高齢化率は約4割にまで達するなど、超高齢社会を迎えるとされています。本市においても、1980（平成10）年をピークに人口減少の状態が続いており、少子化による「自然減」に加え、地域経済の変化などにより道央圏、首都圏などへの転出等による「社会減」が続いています。

このような中では、労働力の減少や地域産業を支える担い手不足による地域コミュニティ機能の低下など、様々な影響が懸念されることから、社会の活力を維持・向上させるための教育を含む社会システムの再構築が重要な課題となります。今後は、そのような状況においても、子どもたちが夢と希望をもち、持続可能な未来社会の創り手として成長していくことができるよう、一人一人の個性や能力を伸長するための教育の充実が求められています。

2 超スマート社会（Society5.0）の到来

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）*、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた「Society5.0」の時代が到来しつつあり、社会のあり方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつあります。これまで必ずしも多くの人々が実感していなかったデジタル化の波も、コロナ禍において広まったオンライン環境の急速な普及によって、その影響力を目の当たりにし、加えて、AIの飛躍的進化等により、日常生活もDX（デジタルトランスフォーメーション）*による変化が始まっています。

このような中では、労働市場の構造や職業そのものが抜本的に変わることが予測されることから、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりをもつとともに、これらが産業界や国際社会を含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなることが重要です。今後、子どもたち一人一人の可能性が最大限に引き出されるためには、他者への共感や寛容性、更には、多様性を尊重する態度、人間関係を築く力、異なる考えの人々と議論を重ねながら問題を解決していく力などを育成する機会を提供していくことが必要となります。

3 グローバル化の進展

情報通信技術（ICT等）の革新や交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物、情報の移動が活発化して、様々な分野で「国境」の意味があいまいになり、各国が相互に密接・複雑に関連する状況にあります。2015（平成27）年国連総会で「SDGs*（持続可能な開発目標）」が採択され、そこで示された環境問題や人権問題等に係る17の国際目標を実現するため、「誰一人取り残さない」をキーワードに、多くの国々において、企業や団体が共通の課題解決に向けた様々な取組を行うなど、いわゆる「グローバル化」が進展しています。今後、子どもたちには、多様な価値観をもつ人々と協働しながら様々な課題を乗り越え、豊かな人生を切り開いていく力が重要であることから、コミュニケーション能力はもとより、グローバルな視点をもって地域社会の創造・発展に貢献しようとする人材を育成することが求められています。

4 地球規模の環境問題の深刻化

地球規模で温暖化が進行する中、集中豪雨等の異常気象により大規模災害が全国各地で発生しており、二酸化炭素等の温室効果ガスを抑制するなど、地球温暖化防止に向けた環境負荷削減の取組が急務となっています。このため、循環型社会への転換を目指して、ごみの減量や資源のリサイクル、エネルギーの有効活用など、一人一人が身近なところから具体的な行動を進めることが重要と

* Internet of Things（IoT）：様々なモノがインターネットにつながることで、それぞれのモノから個別の情報を取得でき、その情報を元に最適な方法でそのモノを制御できるという仕組み。

* DX（デジタルトランスフォーメーション）：激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。（2018（平成30）年経済産業省「DX推進ガイドライン」）

* SDGs（持続可能な開発目標）：2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている17のゴールと169のターゲットから成る2030（令和12）年までに達成を目指す国際目標。

なっています。本市においても、2050（令和32）年に二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。今後は、SDGsの視点も取り入れながら、誰もが環境問題を自分ごとと捉えて行動を起こせるよう、身近な体験活動を通じて、子どもたちが環境問題に対する理解や関心を深め、主体的に行動できる力の育成が求められています。

5 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日本国内にとどまらず、全世界に未曾有の危機をもたらしました。そのような中で、ICT機器を用いたオンライン授業や学習教材などが人々の学びを支えたことは、デジタルを活用した新しい学びの可能性を示す機会となりました。本市においても、全ての子どもたちに配備したタブレット端末により、臨時休校時の学習保障をはじめ、保護者や地域住民への教育活動の配信、学習記録の蓄積等、現在、試行錯誤をしながらICT等の効果的活用を努めています。今後は「デジタル」と「リアル」の最適な組み合わせという観点から、アフターコロナの教育や学習のあり方について検討していくことが求められています。

主な教育政策の動向

1 新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 新学習指導要領は、小学校では2020（令和2）年度、中学校では2021（令和3）年度から全面実施となり、各学校では「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んでいます。また、高等学校においては、2022（令和4）年度の入学生から年次進行で改訂されています。
- 今回の改訂では、新たに共通の「前文」が掲げられ、「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と記載されました。

2 国の「教育振興基本計画」の策定及び「北海道教育推進計画」の策定

- 2018（平成30）年6月に閣議決定し策定された国の「第3期教育振興基本計画」においては、改正教育基本法に基づき、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の3つの理念を継承し、成果目標や指標を設定しながら教育政策を推進しています。現在、第4期教育振興基本計画の策定に向け、「第4期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられたところです。
- 北海道においても、現行計画が2022（令和4）年度をもって計画期間を終えることから、北海道が目指す教育の基本理念や教育施策の方向性、主な取組を示した新たな「北海道教育推進計画」が2023（令和5）年3月に策定されました。

3 GIGAスクール構想による1人1台端末の整備

- 国のGIGAスクール構想では、当初、2023（令和5）年度までとしていた1人1台端末の整備が2020（令和2）年度中へ前倒しとなり、本市においても2020（令和2）年度末には、全児童生徒にタブレット端末の整備と高速大容量の通信ネットワーク環境が整いました。
- 各学校においては、「令和の日本型学校教育」の構築により、これまでの教育と最先端のICTのベストミックスを図りながら、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する取組を進めています。

4 生徒指導提要の改訂

- 文部科学省は、小学校から高等学校までの生徒指導に関する手引書となる「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂し、2022（令和4）年12月6日に公表しました。
- 今回の改訂においては、第Ⅱ部「個別の課題に関する児童生徒への対応」として、インターネットや携帯電話に関わる問題、性的マイノリティをはじめとする性に関する課題等、新しい教育課題について記載されているのが特徴です。

5 働き方改革の推進

- 文部科学省では、2019（平成31）年1月に取りまとめられた中央教育審議会の答申を踏まえ教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、働き方改革を進めており、現在、各学校では、勤務実態等を踏まえた様々な取組が行われています。

3 本市教育の目指す姿

釧路市教育の基本理念

<基本理念>

釧路の風土で生まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり

変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代*と称されるように、先行きが不透明で、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。そのような時代を生きる子どもたちには、解が一つではない課題にも柔軟に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて、自分たちができることを考え、他者と協働し、解決していくことができる資質・能力の育成が求められています。

本市に住む子どもたちが、主体的に学び続けるとともに、多様な人々や社会と関わり合うことを大切に、個性や能力を生かしながら、夢や目標に向かってチャレンジし、よりよい社会や新たな価値を創造できるよう育てていくことは、この地域に住む大人に課せられた使命であり、これがまさに「人づくり」、すなわち「教育」であります。

本市のもつ自然の豊かさや厳しさ、先人が築いた歴史や文化に学び、本市ならではの特色を生かした教育活動を、学校・家庭・地域の連携・協働により今後一層推進し、基本理念の実現を目指します。

教育目標「釧路市教育が目指す人間像」

<教育目標>

● ふるさと釧路を愛し 活力あるまちに奉仕する人づくり

：ふるさとのよさを知り、郷土を大切にして、勤労に誇りと意欲をもち、地域づくりに貢献する態度を育むこと

● 伝統と文化を大切にし 主体的に学びつづける人づくり

：先人の英知や進取の精神を受け継ぎ、生きがいを求め、生涯にわたって主体的に学び続ける意欲を培うこと

● 進んで人とかわかり 豊かな心をはぐくむ人づくり

：うるおいのある社会づくりに積極的に行動でき、思いやる心やボランティア精神など、豊かな人間性を育むこと

● 自然に親しみ 健康でたくましく生きる人づくり

：豊かな自然と共生し、全ての活動の源となる心身の健康や体力の保持増進を図ること

本市の4つの教育目標は、釧路市、阿寒町、音別町の3市町合併後の2006（平成18）年に制定されました。本市教育が目指す具体的な人間像が明記されています。

「不易と流行」という言葉があります。「不易」とは、どんなに世の中が変化しても変わらない価値のあるもの、変えてはいけぬもの、「流行」とは、時代の変化に柔軟に対応して身に付けていく必要のあるものであり、どちらも「人づくり」には大切な要素と考えます。本市の教育目標は、その両方の要素を包含し、本市教育の目指すべき人間像を示していることから、その具現化に一層努めていくことが重要です。

郷土への誇りと愛着をもち、多様化・複雑化する社会に力強く歩む子どもたち、また、主体的に学び続け自ら未来を切り拓き、豊かな人生を送ることのできる子どもたちを育むため、今後も本市教育行政を力強く推進します。

* 変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代：あらゆる事柄において未来を見通しにくくなった現代社会の状況のこと。Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとって、「VUCA（ブーカ）の時代」とも言われる。

副題「子どもたちの『生きる力』を育むために」

この度策定した「Ⅲ期計画」には、初めて副題として「子どもたちの『生きる力』を育むために」を掲げています。これからの社会がどんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしいという子どもたちへの願いと、学校・家庭・地域、そして教育行政が力を合わせ、社会全体で子どもたちに「生きる力」を育ていかなければならないという決意を表しています。

施策推進の視点

本計画では、本市の「基本理念」を踏まえた4つの「教育目標」の実現を目指し、各種施策を推進します。「施策の体系」（次ページ参照）における6つの基本方針、12の基本方策については、「Ⅰ期計画」及び「Ⅱ期計画」の項目を引き継ぐ形で設定していますが、それらに紐付く「施策の方向」や具体的な施策項目については、現在の子どもたちを取り巻く環境の変化や本市の子どもたちの現状と課題を踏まえ、設定しています。

また、次に示す3つの視点「視点1 学校段階間の連携及び円滑な接続を見通した取組の充実」「視点2 児童生徒や教職員を支えるICT等の効果的活用」「視点3 行政・学校・家庭・地域の連携・協働」は、本計画において各種施策を推進する上で重要な視点として位置付けました。視点ごと横断的に施策項目を整理し推進していくことにより、個々の取組がつながり、より効果的な取組となり、その成果は子どもたちの姿となって表れてくるものと考えています。

視点1



学校段階間の連携及び円滑な接続を見通した取組の充実

教職員には、学校段階間の接続を見通した中で、児童生徒一人一人の特性や学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実が求められます。本市においては、「小・中ジョイントプロジェクト*」をはじめ校種間で連携した取組を通して、幼保小連携、小中連携、中高連携等、学校間の円滑な接続を、計画的かつ効果的に推進します。

視点2



児童生徒や教職員を支えるICT等の効果的活用

社会全体のデジタル化の進展に伴い、教育におけるデジタル化も1人1台端末の整備に代表されるように劇的に変化しており、今後もそのスピードは加速化していくことが予測されます。本市においては、授業をはじめとする学びや教育活動の中でICT等がもつメリットを効果的に取り入れていきます。

視点3



行政・学校・家庭・地域の連携・協働

教育をめぐる課題に対しては、教育委員会はもとより、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、それぞれが役割と責任を果たしていくことにより、適切な対応に結びつくものと考えられます。「学校を核とした地域づくり」を通し、子どもたちの成長に関与する関係者全員が、子どもたちの成長を支える地域社会をつくっていきます。

■基本方策の施策項目においては、上記の3つの視点と関連する施策項目が分かるよう標記しています。

*小・中ジョイントプロジェクト：2022（令和4）年度から実施している小・中学校連携事業。学力向上、生徒指導、不登校対応、読書習慣等、中学校区を基盤として様々な課題を解決、緩和するために、小・中学校双方の教職員が組織的に連携・協働して取組を推進する。

施策の体系

| 基本方針 | 基本方策 | 施策の方向 |
|----------------------|----------------------|---|
| I 確かな学力の確立 | 1 生きる力を支える学力の向上 | 1 予測困難な未来社会の創り手となる資質・能力の育成 |
| | 2 社会の変化に対応する力の育成 | 1 ICT等を活用した学びの推進と情報活用能力の育成 2 国際的な視野をもつグローバル人材の育成 3 発達の段階に応じたキャリア教育の推進 4 SDGsの視点を取り入れた環境教育の推進 |
| | 3 特別支援教育の充実 | 1 全教職員による特別支援教育の推進 |
| II 豊かな心の育成 | 4 心の教育の充実 | 1 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進 2 読書習慣の形成に向けた取組の推進 3 多様な体験活動の推進 |
| | 5 生徒指導の充実 | 1 組織的な対応・相談体制の強化 2 いじめ防止等への取組の推進 3 不登校児童生徒への適切な支援体制の確立 |
| III 健やかな体の育成 | 6 体力・運動能力の向上 | 1 体力・運動能力向上の取組の推進 |
| | 7 健康・安全・防災教育の充実 | 1 健康教育・食育の推進 2 安全教育・防災教育の推進 |
| IV 充実した学びを支える教育環境の整備 | 8 安全で快適な教育環境の充実 | 1 学校施設の適切な維持・管理 |
| V 信頼に応える学校づくりの推進 | 9 魅力ある学校づくり | 1 特色ある教育課程の編成 2 「釧路市がめざす学校のすがた基本計画」の推進 |
| | 10 教職員の資質能力の向上・働き方改革 | 1 専門性を高める研修機会の確保 2 働き方改革の推進 |
| VI 健全な育ちを支える連携・協働の強化 | 11 学校間の連携・協働 | 1 小中連携の推進 2 幼保小連携及び中高連携等の推進 |
| | 12 家庭・地域と学校の連携 | 1 地域とともにある学校教育の推進 |

第2章

施策の推進

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

【基本方策1】生きる力を支える学力の向上

■施策の方向1 予測困難な未来社会の創り手となる資質・能力の育成

現状と課題

本市では、全国学力・学習状況調査*の結果において、小学校及び中学校国語科の平均正答率がここ数年全国平均と比べ同程度か上回っている状況にある一方で、中学校数学科の平均正答率が、未だ全国平均を5ポイント近く下回る状況が続いています。

このため、釧路市学校改善プラン*に基づき、各校において実態を踏まえ具体策を示した「学力向上プラン」を作成し、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学ぶことの喜びや意義を実感し、学んだことを自らの生き方に生かそうとする態度を育むよう努めています。

また、本市が独自で実施している釧路市標準学力検査*を活用し、経年変化を把握・分析した上で、各学校の取組が実効性のあるものとなるよう検証・改善サイクルを推進しています。

子どもたちの未来の選択肢を広げるため、また、「一人たりとも置き去りにしない教育」を実現するため、各学校では、恒常的に授業改善に努めるとともに、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続を通して、望ましい学習習慣や生活習慣の確立に向けて、家庭・地域とともに徹底した取組を進めていくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、新しい時代を生き抜く児童生徒に求められる資質・能力と、生涯にわたって能動的に学び続ける態度の育成に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|---|
|  ・小・中ジョイントプロジェクトの推進 | 小・中学校の接続を意識した学力向上や学習習慣確立に向けた具体的な取組を、中学校区を基盤として推進します。 |
|  ・釧路市学校改善プラン、各学校の学力向上プランの改善・充実 | 釧路市標準学力検査の分析結果により、「授業づくり」「学習集団づくり」「学習習慣・環境づくり」の3つの視点に基づく学力向上に係る取組を市全体及び各学校で展開します。 |
| ・補充的学習サポートの実施 | 各学校の夏季・冬季休業中の学習サポートや、放課後学習サポートに、学生サポーターや退職教員等を派遣する等、補充的な学習サポートの効果的な実施を支援します。 |
|  ・望ましい学習習慣・生活習慣の確立 | 家庭学習計画表の活用により、毎日の家庭での学習習慣を身に付けるとともに、家庭と連携した規則正しい生活習慣の定着に努めます。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|--|-------|
| 全国学力・学習状況調査の教科に関する調査における小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒の平均正答率の状況(全国を100とした比較の値) | 小学校国語 98.9 算数97.3 中学校国語 98.6 数学90.9 | 100以上 |
| 全国学力・学習状況調査及び釧路市標準学力検査における各学校の平均正答率について、全国平均との差が-5ポイント未満の学校数 *対象学年の人数が5人以下の学校は、個人が特定されるため除外とする。 | 全国学力・学習状況調査 小学校国語 4校 算数 5校 中学校国語 0校 数学 6校 | 0校 |
| | 釧路市標準学力検査 小3：国8校 算4校 小4：国2校 算7校 小5：国4校 算3校 小6：国8校 算7校 中1：国1校 数2校 中2：国4校 数1校 | 0校 |
| 「各教科の授業において、友達など他者と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 82.1% 中学校 86.2% | 100% |
| 「平日、家庭学習を全くしない」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 1.6% 中学校 9.1% | 0% |

*全国学力・学習状況調査：国が2007(平成19)年度から実施している全国的な学力調査。小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、教科に関する調査(国語、算数・数学等)と生活習慣・学習環境等に関する質問紙調査を実施。

*釧路市学校改善プラン：釧路市標準学力検査の分析結果に基づく検証改善サイクル。学校や家庭と連携した学力向上に向けた取組計画であり、「授業づくり」「学習集団づくり」「学習習慣・環境づくり」の3つの視点に沿った具体的な方策を示す。

*釧路市標準学力検査：2012(平成24)年度から実施している本市の学力調査。現在、小学校第3～6学年、中学校第1・2学年を対象に、教科に関する調査(国語、算数・数学)を実施。2022(令和4)年度から小学校第6学年、中学校第1・2学年を対象に「生活行動・学習活動調査」も併せて実施。

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

【基本方策2】社会の変化に対応する力の育成

■施策の方向1 ICT等を活用した学びの推進と情報活用能力の育成

現状と課題

次代を創造する子どもたちには、情報活用能力*を身に付け、他者と協働しながら課題を発見し、解決策を見出したり、新たなアイデアや価値を創造したりする力などを育むことが求められます。本市では、国のGIGAスクール構想に基づき、高速大容量の通信ネットワークの整備や義務教育段階の児童生徒へのタブレット端末の配備、さらには各教室に大型ディスプレイ等を設置するなど、授業等においてICT等を活用する環境が2020（令和2）年度末に整いました。

現在、各学校では、日常の授業での活用をはじめ、デジタル教科書*の使用、新型コロナウイルス感染症による自宅療養中の児童生徒や不登校児童生徒へのオンライン授業の配信等、様々な教育活動において試行錯誤を繰り返しながらタブレット端末を活用しています。

今後は、デジタル・シティズンシップ教育*の考え方のもと、児童生徒における情報活用能力の育成に向けて、各学校において、ICT等の活用が特別なことではなく当たり前のこととなるようタブレット端末の積極的な活用を推進していくとともに、教員一人一人がICT等を活用した授業実践等を確実に積み重ねられるよう実践的な研修等を進めていくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

ICT等を活用し、全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」*の一体的な充実を図るとともに、児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）の育成に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|------|---------------------|--|
| ICT | ・ICT等を効果的に活用した授業の推進 | タブレット端末等の活用により、蓄積されたデータに基づき児童生徒個々の学習状況を把握し、一人一人のつまずきを予測しながら指導方法を改善したり、自らの考えを友達と共有したりしながら学び合う授業づくりを推進します。 |
| ICT | ・教員のICT活用能力の向上 | 教員一人一人が不安なくICT等を活用した授業を展開できるよう、年間を通じてICT等の活用に係る研修会を設定し、全ての教員の指導力向上を図ります。 |
| ICT | ・児童生徒の情報活用能力の育成 | デジタル・シティズンシップ教育の考え方のもと、児童生徒の発達段階に応じて求められる情報活用能力の体系表を作成、周知し、各学校の児童生徒の実態に応じて、ゴールを明確にした上で指導の改善・充実を図ります。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|------------------------|------|
| 「学校で、自分の考えを交流したり、まとめて発表したりする場面で、PCやタブレット端末などのICT機器を週3回以上使っている」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 68.1% 中学校 69.0% | 100% |
| 児童生徒一人一人に配備されたタブレット端末などのICT機器を、児童生徒のスタディ・ログ（学びの記録）を活用した学習状況等の確認に週1回以上活用している小・中学校の割合 | 小学校 57.7% 中学校 53.3% | 100% |
| ICT等を学力向上に効果的に活用して指導することができる教員の割合 | 小学校 87.0% 中学校 93.9% | 100% |
| 「学校外でのメディア（テレビゲームやスマホのゲーム、YouTubeの視聴、SNSの利用等）の使用時間等、家庭でのルールを守っている」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 79.5% 中学校 74.3% | 100% |

- * 情報活用能力：世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むものである。（2020（令和2）年6月文部科学省「教育と情報化の手引き（追補版）」）
- * デジタル教科書：タブレットやノートパソコンで見られる教科書のこと。テキストの読み上げや本文・図版の拡大などが可能。
- * デジタル・シティズンシップ教育：デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力を身に付けることをいう。内閣府の総合科学技術・イノベーション会議が2022（令和4）年6月2日に発表した「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」において記載がある。「デジタル・シティズンシップ教育」と「情報モラル教育」は必要とされたときの社会的背景が異なる。デジタル・シティズンシップ教育は現代がデジタル社会であることを前提としているため、扱う範囲が広いとされる。
- * 「個別最適な学び」と「協働的な学び」：「個別最適な学び」とは、児童生徒が自己調整しながら、学習内容の確実な定着を目指す「指導の個別化」と学習を深め、広げる「学習の個性化」を学習者の視点から整理した概念のこと。また「協働的な学び」とは、子ども同士や地域住民など、多様な他者を価値ある存在として尊重し、探求的な学習や体験活動などを通して行われる学びのこと。

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

【基本方策2】社会の変化に対応する力の育成

■施策の方向2 国際的な視野をもつグローバル人材の育成

現状と課題

グローバル化が進化した社会においては、語学力やコミュニケーション能力のみならず、主体性やリーダーシップなどのスキルを身に付け、多様な人々と言語、文化、価値観などの違いを乗り越え、新たな価値を創り出していく人材が求められます。

このため、本市では、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に向けて、2021（令和3）年度から釧路市外国語教育アドバイザー*による巡回指導を全ての小・中・高等学校で複数回実施し、小学校段階からの系統的な外国語教育を推進しています。

また、小・中・高等学校の教員を対象とした指導力向上研修や中学校区の小・中学校で相互の授業参観等を計画的に実施し、積極的な授業改善を進めています。その成果として、2021（令和3）年度末には「外国語の授業が楽しい」と感じる生徒（中3）の割合が約5ポイント増加しました。

今後も、各学校により作成している「CAN-DOリスト*」により学習達成状況をつぶさに把握し、児童生徒一人一人の能力の育成に努めるとともに、ALT*（外国語指導助手）や地域人材の活用、海外の学校とのオンライン交流等により、積極的に異文化交流等の機会を創出し、国際的な関心を高めしていくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

小学校段階からの系統的な外国語教育を進め、高等学校卒業段階において、日常的なコミュニケーションができる程度の英語力を涵養し、グローバル社会においてたくましく豊かに生きる人材の育成に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|------------------------|--|
|  | ・外国語教育アドバイザーによる巡回指導の充実 | 「小・中ジョイントプロジェクト」の一環として、外国語教育アドバイザーが、中学校区単位で授業参観等の巡回指導を日常的に行い、授業力向上に努めます。 |
|  | ・外国語の指導力向上に係る研修会の実施 | 小・中学校、高等学校の系統的な英語教育の指導体制の充実を図るため、指導力向上研修を定期的実施し、学校種間の接続を意識した授業改善を図ります。 |
|  | ・異文化交流や多様な価値観に触れる機会の設定 | 多文化共生社会の実現に向けて、ICT等を活用するなどして全ての学校で国際理解教育を充実させるとともに、高等学校においては、台湾への訪問・生徒間交流を実施します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|-------------------------|------|
| 「英語の授業において、英語を使っての先生や友達とのやりとりや、自分の考えや気持ちを書いたり発表したりする活動を行っていた」と回答した生徒の割合 | 中学校 81.6% 高等学校 70.0% | 100% |
| 外国語活動、外国語科（英語科）の授業が「楽しい」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 80.0% 中学校 72.7% | 100% |
| 「異文化や異なる文化をもつ人々を受容するなど、多様性を認めることは大切だ」と回答した生徒の割合 | 中学校 97.0% 高等学校 95.6% | 100% |
| 中学校で英検3級以上、高等学校で英検準2級以上を取得している生徒又は同等の英語力を有する生徒の割合 | 中学校 43.7% 高等学校 9.6% | 50% |

* 釧路市外国語教育アドバイザー：新学習指導要領が求める「目的・場面・状況などに応じて生き生きと英語でコミュニケーションする児童生徒の育成」を目指し、専門的な立場からの助言・指導を得ることを目的に2021（令和3）年度より設置。

* CAN-DOリスト：英語を使って実際にどのようなことができるようになるか、その能力を記述したリスト。

* ALT：外国語が母語である外国語指導助手のこと。Assistant Language Teacherの略称。子どもたちの英語発音や国際理解教育の向上を目的として、授業を補助する役割を担っている。

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

【基本方策2】社会の変化に対応する力の育成

■施策の方向3 発達の段階に応じたキャリア教育の推進

現状と課題

キャリア教育とは、子どもたち一人一人が社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくために、必要な能力や態度を育てる教育です。

小・中学校及び高等学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、教育活動全体を通じたキャリア教育を、組織的かつ計画的に進めていくことが求められています。

本市では、2021（令和3）年度から、釧路青年会議所（JC）と連携した取組として、市内全中学校第1学年生徒を対象とした「キャリアシンポジウム*」と、市内全中学校第2学年生徒を対象とした「ジョブ・カフェ釧路*」をオンラインで実施し、「学ぶこと」と「働くこと」、「生きること」をつなげるキャリア教育の推進に努めており、各中学校では、自校で実施している職場体験やインターンシップ等のキャリア教育の要として教育課程に位置付けています。

また、近年、各小学校においても、地域の企業を訪問して話を聞く「職場訪問」や働いている保護者・地域住民を学校に招いた「キャリア・カフェ」の実施など、保護者や地域住民の協力を得たキャリア教育に係る取組に広がりが見られます。

今後は、小学校から中学校へ引き継いでいる「キャリア・ノート*」を活用し、9年間を見通した系統的な取組の充実を図り、キャリア教育を一層推進していくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、地域や産業界と一体となった組織的かつ計画的な学習活動の促進に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|---|
|  <ul style="list-style-type: none"> 9年間を見通したキャリア教育の推進 | 「キャリア・ノート」等の活用を通じて、中学校区において発達段階を踏まえた小・中学校のキャリア教育に係る活動を見通すとともに、各学校の全体計画や年間指導計画の改善・充実を図ります。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 体験活動の充実 | 学ぶことや働くことの意義を体験的に理解するため、家庭や地域、JCを含む企業等と連携した体験活動を教育課程に位置付け、小・中・高等学校で計画的に実施します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|------------------------|------|
| 「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 81.1% 中学校 61.4% | 100% |
| 主体的な進路選択に向けて、「キャリア・ノート」を定期的に（月1回程度）活用している小・中学校の割合 | 小学校 42.3% 中学校 53.3% | 100% |
| 体験活動を教育課程に位置付け、小中9年間を見通し発達段階に応じたキャリア教育の充実に取り組んでいる小・中学校の割合 | 小学校 15.4% 中学校 33.3% | 100% |

* キャリアシンポジウム：釧路青年会議所（JC）との連携協定に基づくキャリア教育推進事業のうち、市内全中学校第1学年を対象に、地元釧路市で働く方々からの講話「ふるさと釧路で働くということ」をシンポジウム形式（オンライン）で聴くことを通して、望ましい職業観や勤労観を養うことを目的として、2021（令和3）年度から実施している取組。

* ジョブ・カフェ釧路：「キャリアシンポジウム」同様、釧路青年会議所（JC）との連携事業として2021（令和3）年度より市内全中学校第2学年を対象に実施しており、ワークショップ形式で地元釧路の企業説明会（オンライン）に参加することを通して、地元企業に関心をもつとともに、学習することの大切さを理解して中学校生活に生かそうとする態度を養うことを目的とした取組。

* キャリア・ノート：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の姿や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（記録）のこと。通常、「キャリア・パスポート」と呼ぶが、釧路市では「キャリア・ノート」として活用している。

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

【基本方策2】社会の変化に対応する力の育成

■施策の方向4 SDGsの視点を取り入れた環境教育の推進

現状と課題

SDGs*の視点を取り入れた環境教育とは、持続可能な社会の構築を目指して、あらゆる場で環境の保全等について理解を深め、未来を創造しながら、地球を大切に守っていく新たな視点を加えた教育及び学習活動です。

各学校においては、学校版環境ISO*の取組を実施するほか、学校や地域の実態に応じて、各教科等の学習の中で環境保全や環境問題について正しい理解を深めるとともに、総合的な学習の時間の中で「釧路湿原」や「阿寒湖」、「春採湖」などの地域の自然環境について体験的に学ぶ機会を設定し学習に取り組んできました。

また、教育委員会では、教育研究センターにおいて環境に関わる研修講座を設定するなど、継続的に環境教育の充実を図ってきました。

今後は、教職員はもとより、児童生徒がSDGsについて理解を深められるよう学習活動等で取り上げるとともに、持続可能な社会の創造という観点から、改めてこれまでの環境教育を捉え直し、教育活動全体の中で再構築していく必要があります。

施策の概要と具体的な取組内容

これまでの環境教育の取組に、SDGsの視点を取り入れ、学校、家庭、地域等が連携し、社会で起こっている様々な課題を解決する実践力を身に付けられるよう、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|---|
|  <ul style="list-style-type: none"> 地域の特色を生かした体験活動の充実 | 「釧路湿原」や「春採湖」等、身近な地域のフィールドワーク（現地調査）を通して、自然環境だけでなく、社会の仕組みから環境のあり方まで、様々な問題を自分ごととして捉え、考えを深める学習を推進します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 環境教育に係る研修の実施 | 教育研究センターの研修講座等により、釧路市動物園や猛禽類医学研究所等の地域の施設を活用しながら、自然環境を含めた地域の実態を理解する教員研修を実施します。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> SDGsへの理解と啓発 | 各学校において、SDGsに係る教員研修や児童会・生徒会での取組を推進します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------|
| 地域の特色を生かした環境教育を教育課程に位置付け、体験的な授業を実施している小・中学校の割合 | 小学校 92.3% 中学校 73.3% | 100% |
| SDGsに係る教職員研修を実施している小・中学校の割合 | 小学校 84.6% 中学校 66.7% | 100% |
| 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 64.6% 中学校 57.9% | 100% |

* SDGs【再掲】：2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている17のゴールと169のターゲットから成る2030（令和12）年までに達成を目指す国際目標。

* 学校版環境ISO：各学校で、節電やごみの分類、リサイクル活動など、環境に優しい学校づくりに関するスローガンの下、具体的な行動目標を宣言し、それを実践、記録し、見直す取組。現在全ての小・中学校で実施しており、活動として根付いている。

基本方針Ⅰ 確かな学力の確立

【基本方策3】特別支援教育の充実

■施策の方向1 全教職員による特別支援教育の推進

現状と課題

全国的に義務教育段階の児童生徒数が年々減少する一方で、通常の学級に在籍しながら必要に応じて別室などで授業を受ける「通級による指導」を受けている児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の人数は増加しており、本市においても、同様の傾向が見られています。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの多様化や、学校における医療的ケア*を必要とする児童生徒への対応など、これまで以上にきめ細かな配慮が求められるケースも増加しています。

このため、全教職員が障がいの特性を理解し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を構築した上で、授業等において、ICT等を効果的に活用したり、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れたりする等、合理的配慮*の観点から指導の充実を図っていくことが重要です。

今後も、共生社会の実現に向けた強い意識をもち、子どもや保護者の教育的ニーズに適切に対応するため、インクルーシブ教育システム*の考え方を踏まえた上で、教職員の専門性の向上や関係機関との連携強化を通して、支援体制の充実をより一層図っていくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

全ての教職員が特別な支援を必要とする児童生徒の特性を理解し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が提供できるよう、専門性の向上に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|--|--|
|  <ul style="list-style-type: none"> 切れ目のない一貫した指導や支援の充実 | 「個別の教育支援計画*」を活用し、教育、家庭、医療、保健、福祉等の関係機関との連携の下、特別な支援が必要な子どもたちに対して、就学前から学齢期、就労を見通した中で、切れ目のない一貫した支援体制の整備を推進します。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に関する研修体制の充実 | 特別支援教育に係る全教職員の専門性の向上及び授業力向上のため、校内研修はもとより、教育研究センターの研修講座や特別支援教育コーディネーター*ブロック会議等の充実を図ります。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 多様な学びの場の充実 | 特別支援学級や通常の学級等の多様な学びの場により、ICT等も効果的に活用しながら、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた指導や支援の充実を図ります。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現状 | 目標 |
|--|------------------------|--------------------|
| 特別支援学級の授業公開を実施するなど、特別支援教育に係る研修を年間複数回実施している小・中学校の割合 | 小学校 69.2% 中学校 40.0% | 100% |
| 特別支援教育に係る免許状を所持している小・中学校特別支援学級担当教員の割合 | 小学校 54.2% 中学校 41.8% | 小学校 70% 中学校 60% |
| 特別な支援が必要な子どもについて「個別の教育支援計画」を作成し、小学校に引き継いでいる幼稚園・保育所・認定こども園の割合 | 24.0% | 100% |

- * 医療的ケア：学校や自宅などで日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為を指す。
- * ユニバーサルデザイン：障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすいように意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。「ユニバーサルデザインの視点による授業づくり」とは、通常の学級の授業において特別支援教育の視点を生かした指導・支援の工夫を図ることにより、特別な教育的支援が必要な子どもだけではなく、全ての子どもに「分かる・できる」授業を構築すること。
- * 合理的配慮：2016（平成28）年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行により義務化されたもの。障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- * インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
- * 個別の教育支援計画：医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とした個別の支援内容を示した計画。釧路管内では「個別の教育支援計画『マリーモ』」として活用している。
- * 特別支援教育コーディネーター：児童生徒への適切な支援のために、関係機関・関係者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割として指名されている教員等。

基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

【基本方策4】心の教育の充実

■施策の方向1 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進

現状と課題

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共により良く生きるための基盤となる「道徳性」を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応し、その形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもつものです。学校における道徳教育は、各教科等での指導や教科等以外での日常生活での指導も含めて学校の教育活動全体を通じて行うものであり、「特別の教科 道徳」（道徳科）はその要として、小学校では2018（平成30）年度から、中学校では2019（令和元）年度から全面実施されました。

各学校においては、道徳科の授業改善、保護者等への授業公開はもとより、よりよい人間関係を育むことができるよう、「Q-U*」（小1～小4）や「アセス*」（小5～中3）も活用し、互いの心が通い合う集団づくりを通して、自他のよさを認め合って協力することの大切さや、人の役に立つことへの喜びを感じ、よりよい人間関係を築く力を育むことができるよう努めています。

今後も、学校生活のあらゆる場面で「一人一人が大切な存在である」ことを伝えていくとともに、様々な人との関わりなどを通して、LGBTQ*等の性の多様性をはじめ、他者が有するそれぞれの多様性（diversity）*を理解・尊重し、支え合い、共に生きようとする心を育むことができるよう、学校、家庭、地域が一体となって取組を推進していくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

「特別の教科 道徳」の授業改善の取組を要とし、教育活動全体を通じて、組織的・計画的な道徳教育の推進に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|-------------------------|--|
|  | ・「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善 | 道徳教育の特質を踏まえた道徳科の授業づくりについて、意図的・計画的に校内研修を進めるとともに、授業におけるICT等の効果的な活用も促します。 |
|  | ・自他を尊重する態度の育成 | 発達段階に応じて、自分や他者の人権に関する意識や正しい理解等を深めるとともに、学校生活の基盤となる「学級づくり」の研修講座等を通して、子どもたち一人一人が互いを尊重し認め合える集団づくりを推進します。 |
|  | ・デジタル・シティズンシップ教育の推進 | デジタル前提社会で生きる子どもたちが、インターネット等におけるリスクを理解し、社会の中で安全かつ責任をもって活用する資質・能力を身に付けられるよう、課題に対して自ら考え解決していく場を意図的に設定します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|------------------------|------|
| 道徳科の授業改善に係る研修（公開授業や学習会等）を行っている小・中学校の割合 | 小学校 30.7% 中学校 40.0% | 100% |
| 「人が困っているときは進んで助ける」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 95.3% 中学校 92.4% | 100% |
| 全ての学年・学級において、保護者や地域住民に向けて「特別の教科 道徳」の授業公開を実施している小・中学校の割合 | 小学校 73.1% 中学校 93.3% | 100% |

* Q-U：楽しい学校生活を送るためのアンケート「Q-U」（Questionnaire-Utilities）は、いじめや不登校、学級崩壊等の未然防止、よりよい教育実践の効果測定を目的として、子どもたちの学校生活意欲と学習満足度の2つの尺度で測る心理テスト。

* アセス：学校環境適応感尺度「アセス（ASSESS）」（Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres）は、学校適応感理論をもとに、大きく「生活満足感」「学習的適応」「対人的適応」の3つの観点から学校適応感を捉えることができるアンケートを活用したアセスメントツール。学校内だけでなく、学校外での生活に関する満足感も間接的に知ることができる。

* LGBTQ：L（レズビアン～女性同性愛者）、G（ゲイ～男性同性愛者）、B（バイセクシャル～両性愛者）、T（トランスジェンダー～生まれた時の性別と性自認が異なる人）、Q（クエスチョニング～自分自身のセクシャリティがわからない者）の頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉。

* 多様性（diversity）：誰一人取り残さないSDGsの根幹をなす重要な概念で、様々な社会、民族的背景、異なる性別などそれぞれの人々がもつ多種多様なバックグラウンドのこと。また、個人の違いを認め合い、尊重し合うことも指す。

基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

【基本方策4】心の教育の充実

■施策の方向2 読書習慣の形成に向けた取組の推進

現状と課題

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を養うことができるなど、人生を豊かにするものと言われています。全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査においては、家庭における蔵書数が教科の平均正答率と相関関係があるとの分析結果が示されており、読書は学力向上の観点からもプラスの効果が期待されます。

各学校においては、学校支援ボランティア等と連携した魅力ある学校図書館づくりにより積極的な利用を促すとともに、児童生徒の読書習慣を定着させるため、児童会や生徒会等が中心となり、様々な取組を推進しています。

また、本市において開催している「釧路市子どもミーティング*」においても、2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度に「読書習慣の定着」をテーマとして掲げ、中学生、高校生が保護者や地域住民と共に、意見交流を行いました。

今後は、小・中ジョイントプロジェクトによる「ノーメディアデー*」の設定や、学校図書館の効果的な活用、釧路市中央図書館等との連携強化による「学校ブックフェスティバル事業*」「読書活動サポートセット事業*」などを通じて、全市、全校を挙げて、本に触れる、読書に親しむ機運を醸成していくよう取組を進めます。

施策の概要と具体的な取組内容

生涯にわたり深い学びの支えとなる主体的な読書活動ができるよう、学校、家庭、地域等が連携した取組を充実し、読書好きの児童生徒の育成に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|--|
|  <ul style="list-style-type: none"> 読書習慣の定着に向けた取組の推進 | 朝読書や児童会・生徒会の取組等を通じて、読書に親しむ環境づくりを推進するとともに、ノーメディアデーの実施により、家庭を巻き込んだ読書習慣の確立を図ります。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 学校図書館機能の充実 | 学校支援ボランティアや地域住民と連携して読書環境の整備を行うことで学校図書館の積極的な活用を促すとともに、学校図書館の「読書センター」としての機能はもとより「学習・情報センター」としての機能の充実を図ります。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 釧路市中央図書館等と連携した取組の充実 | 釧路市中央図書館等外部施設と連携し、学級文庫への図書貸出、図書館職員による読み聞かせやブックトーク等、様々な事業を通して、子どもたちの読書活動を支援します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現状 | 目標 |
|---|------------------------|--------------------|
| 「読書が好きである」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 71.5% 中学校 67.9% | 小学校 84% 中学校 78% |
| 読書習慣確立に向けて、校区の児童会・生徒会が連携して取組を行っている小・中学校の割合 | 小学校 23.1% 中学校 33.3% | 100% |
| 釧路市中央図書館等の外部施設や保護者・地域住民等と連携した取組を行っている小・中学校の割合 | 小学校 100% 中学校 46.7% | 100% |

* 釧路市子どもミーティング：児童生徒の健全育成を目的に実施してきた「くしろの子ども大集合」の後継事業として2021（令和3）年度より実施。本市の子どもたちの実態を踏まえ、テーマを掲げ意見交流を行う中で取組のヒントを持ち帰り、次年度につなぐ。

* ノーメディアデー：メディアを見ない、使わない日のこと。本市では、小・中ジョイントプロジェクトの一環として、中学校のテスト期間等をノーメディア週間として校区の小学校においても設定し、その間は各家庭においてテレビやインターネット、スマートフォン等に使っている時間を学習時間や読書時間等に充てる取組を進めている。

* 学校ブックフェスティバル事業：釧路市中央図書館の事業。子どもたちに本を読むことの楽しさを伝えるために、学校の体育館等を会場として、図書館からたくさんの絵本や児童書を持ち込み、床一面に並べられた本の中から好きな本を自由に選び借りてもらう取組。

* 読書活動サポートセット事業：学校と連携した読書環境づくりを目的として、2018（平成30）年度から釧路市中央図書館により実施している事業。教科書で紹介されている図書を中心に1セット500冊ほどにまとめたものを4セット用意し、一定期間市内小学校に貸し出し、国語科の授業や子どもの読書活動に役立ててもらうことを目的としている。

基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

【基本方策4】心の教育の充実

■施策の方向3 多様な体験活動の推進

現状と課題

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」の基盤を培い、子どもの成長の糧としての役割が期待され、その充実に当たっては、児童生徒が人、社会、自然など多様な対象と「直接」触れ合う場や機会をできるだけ多くもつことが大切です。

各学校においては、これまで学校の実情や児童生徒の実態を考慮し、地域の自然などの環境を活用したり、地域住民や施設、企業などの協力を得たりして、体験的に学ぶ機会を教育課程に位置付け、計画的に各種の体験活動の充実に取り組んできました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な体験活動（自然体験、社会体験、文化芸術活動等）の自粛を余儀なくされ、リアルに体験する機会が大幅に減少しましたが、学校におけるICT環境が整備されたことにより、その一部がオンラインに置き換わる状況が生まれ、遠隔地との交流や国際交流等の体験活動も可能になるなど、これまでできなかった新しい体験ができるようになりました。

今後は、デジタル時代だからこそ実体験として学ぶ価値を再認識しながら、学校内外の体験活動を充実させ、子どもたちが主体的に多様な他者と関わり、協働することの大切さを実感できるよう、家庭や地域と連携しつつ、体系的・継続的に体験活動を実施していくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

豊かな人間性を培い、社会性やコミュニケーション能力の向上を図ることにより、児童生徒の主体的な社会参画の促進に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|-------------------------------|--|
|  | ・地域資源を生かした「ふるさと釧路」を学ぶ取組の推進 | 子どもたちが、身近な釧路市の自然環境や産業の様子、歴史、アイヌ文化等について、発達段階に応じて理解を深められるよう、「釧路市郷土読本『くしろ』*」等の活用も含めた地域に関する学習の充実を図ります。 |
|  | ・地域人材や体験可能な施設を活用した計画的な体験活動の推進 | 子どもたちの実態を踏まえた上で、外部の人材や地域の施設を活用した様々な体験活動が、適切に教育課程に位置付けられ、計画的に推進されるよう指導・助言します。 |
|  | ・ICT等の活用による体験活動の充実 | タブレット端末を効果的に活用し、実体験の記録化や共有、また、インターネット上での間接体験等を積極的に取り入れるなど、各教科等における体験活動の充実を図ります。 |
|  | ・主体的に地域活動等に取り組む人材の育成 | 自然体験や社会体験など、多様な体験活動を通して、地域や学校などで活躍できる児童生徒の健全育成を図ります。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------|
| 「授業において、地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があった」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 72.0% 中学校 47.9% | 100% |
| 地域の教育資源（人的資源、物的資源等）を活用し体験活動を全学年で実施している小・中学校の割合 | 小学校 76.9% 中学校 66.7% | 100% |
| 市や地域等が実施する体験活動やボランティア活動（遊学館や博物館のイベント等、町内会やPTA主体の活動等）に、年1回以上参加した児童生徒の割合 | 小学校 39.6% 中学校 23.2% | 80% |

* 釧路市郷土読本『くしろ』：釧路市では、小学校第3学年及び第4学年の社会科において活用できるよう、地域の自然や産業の様子、歴史、アイヌ文化などを記述した社会科副読本を1959（昭和34）年より毎年作成し、配付している。各学校では、教科書と併せて活用している。

基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

【基本方策5】生徒指導の充実

■施策の方向1 組織的な対応・相談体制の強化

現状と課題

近年、不登校やいじめ、児童虐待や家庭に関わる問題等、児童生徒を取り巻く状況は多様化、深刻化する傾向があります。こうした様々な状況に対して効果的に対応していくためには、学校だけでなく、専門性を有する関係機関等と連携し、子どもや保護者等の心のケアに努めていくことが必要です。

本市においては、メールや電話による教育相談の窓口を複数箇所設置し、ホームページやリーフレット等により児童生徒や保護者に周知するとともに、スクールカウンセラー*を全小・中学校へ定期的に派遣し、児童生徒や保護者が専門的なカウンセリングを受けられる体制づくりを行っています。また、ヤングケアラー*であることが懸念される児童生徒への対応等、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境に教育と福祉の両面から働きかけるスクールソーシャルワーカー*を配置し、警察や児童相談所、病院等の専門機関との連絡・調整を行いながら、日々問題解決に向けて対応しています。

今後も、様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応するためには、身近な相談窓口としての学校の役割を明確にし、多様な専門家の支援を仰ぎながら、各学校が組織的かつ機動的に的確な相談対応ができることが重要となります。

施策の概要と具体的な取組内容

児童生徒を取り巻く環境の変化や心の不安、ストレスが問題行動等の背景にあることを踏まえ、学校として組織的な対応を推進するとともに、専門家や関係機関等との連携を密にした教育相談体制の一層の充実に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> 学校における組織的な相談体制づくり | 全ての小・中学校、高等学校において教育相談体制を確実に整備するとともに、命に関わる事案については、適切かつ迅速に対応するよう指導・支援します。 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携強化 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ファミリーサポーター*の活用を促進し、関係機関等と連携しながら包括的な支援を展開します。 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談窓口の周知 | 各種相談窓口について、リーフレットの配布やホームページ等により十分な周知を図ります。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|------------------------|------|
| 校内において役割分担を明確にするなど、全教職員で組織的な相談体制を構築している小・中学校の割合 | 小学校 92.3% 中学校 100% | 100% |
| いじめのアンケート調査において、「誰にも相談しない」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 13.0% 中学校 14.9% | 0% |

* スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、業務は多岐にわたっている。

* ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。家族の手伝いや手助けが重荷となり、学校生活に影響が出るなど、心や体に不調を感じている場合がある。

* スクールソーシャルワーカー：児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが就くことが多いが、専門資格はなく、教職や福祉の経験者になる場合もある。

* ファミリーサポーター：釧路市ファミリーサポート事業として、不登校やいじめ等様々な不安や悩みの改善に向け、子どもたちやその保護者の支援（相談援助、活動支援、登校支援等）を行うため、保護司や民生児童委員、家庭生活カウンセラー、教員OBが登録している。

基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

【基本方策5】生徒指導の充実

■施策の方向2 いじめ防止等への取組の推進

現状と課題

いじめ問題への対応は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき最も重要な課題の1つです。なかでも、近年深刻化するインターネットを通じて行われる「ネットいじめ*」は、匿名性が高く外部からは見えにくいいため、発見されにくい傾向もあります。

また、LGBTQ等の「性的マイノリティ」や「多様な背景をもつ児童生徒」など、学校として特に配慮が必要な子どもたちについては、その心情等に十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の子どもたちに対する指導を組織的に行うことが求められています。

本市では「釧路市いじめ防止基本方針*」に基づき策定された「学校いじめ防止基本方針」により、各学校がいじめの未然防止や早期発見のために、日常的な見取りに加え、定期的にいじめに係るアンケート調査を行い、積極的にいじめを認知し、子どもたちの悩みを受け止めるとともに、個別面談等を通して実態の把握に努めています。そのため、各学校においていじめを認知した際には、何よりも優先して、学校、教育委員会が組織的に対応し、子どもたちに寄り添った支援を心掛けています。さらに、いじめの未然防止に向けて、校内の教育相談機能の充実に加え、児童会・生徒会が中心となり様々な意識啓発活動を進めています。

また、学級内の状況等を客観的に把握するため実施している「Q-U」や「アセス」を活用しながら、いじめを生まない、児童生徒にとって居心地のよい学級づくりや授業改善に努めています。

今後も、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」との認識の下、日常の些細な違和感を感じ取ることができるよう、家庭・地域との連携を図りながら、未然防止や早期発見、早期対応に向けて取り組んでいくことが重要です。

施策の概要と具体的な取組内容

全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、望ましい人間関係を構築できるよう、学校、家庭、地域等の連携を一層強め、児童生徒の健やかな成長を促す生徒指導の充実に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|--|---|
|  <ul style="list-style-type: none"> いじめに関する実態調査の実施による積極的認知 | 年2回のいじめに関する実態調査と面談を通して、児童生徒一人一人の状況等をきめ細かく把握し対応するとともに、いじめ問題に対する学校の指導体制を点検します。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> いじめ根絶に対する意識啓発（未然防止） | 釧路市児童生徒健全育成標語への取組や小・中学校が連携した児童会・生徒会のいじめ根絶に向けた取組等、子どもたちの主体的な取組を推進します。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> いじめの早期発見、早期対応に係る取組の充実 | いじめを積極的に認知し、組織として対応するとともに、釧路市青少年問題協議会*や釧路市いじめ防止対策委員会*と連携し、いじめ防止に係る実効性のある対策を推進します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|------------------------|------|
| 「いじめは、どんな理由があってもいけないことである」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 92.0% 中学校 87.3% | 100% |
| いじめの未然防止、早期発見、早期対応に係る生徒指導研修を年1回以上実施している小・中学校の割合 | 小学校 100% 中学校 100% | 100% |
| 児童会・生徒会が主体的にいじめの未然防止に向けた取組を行っている小・中学校の割合 | 小学校 96.2% 中学校 100% | 100% |

* ネットいじめ：いじめの態様のうち、パソコンや携帯電話等によりインターネット上で、誹謗・中傷や嫌がらせを行ういじめのこと。
 * 釧路市いじめ防止基本方針：いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等に係る対策を総合的かつ効果的に推進するため、2017（平成29）年2月に策定した本市のいじめに係る基本的な姿勢や考え方を示したもの。
 * 釧路市青少年問題協議会：いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察等の機関や団体の関係者で構成される組織。
 * 釧路市いじめ防止対策委員会：市の基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を実効的に行うための教育委員会の附属機関。

基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

【基本方策5】生徒指導の充実

■施策の方向3 不登校児童生徒への適切な支援体制の確立

現状と課題

児童生徒を取り巻く環境が多様化・複雑化している今日、全国的な傾向として小・中学校の児童生徒における長期欠席のうち不登校児童生徒数及びその割合（出現率）は年々増加しています。

本市においても、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による不登校の出現率が小学校、中学校共に近年増加傾向にあり、2021（令和3）年度も小学校では1.55%、中学校では6.63%と全国平均（小学校1.3%、中学校5.0%）を上回っている状況であり深刻な課題として捉えています。

現在、教育委員会では、2021（令和3）年度に作成した「長期欠席・不登校支援リーフレット」を活用し、学校における不登校児童生徒の支援体制づくりに係る研修会を行うとともに、「不登校等児童生徒支援カルテ*」により各学校と情報を共有しながら、「ファースト・ステップ・プログラム*」や教育支援センター*の活用により、不登校児童生徒に係る学校外の適切な居場所づくりを進めています。また、各学校においては、校内の教室以外の場所を設定した別室での対応や1人1台端末の効果的な活用等、児童生徒の状況に応じた学習保障に努めています。

今後も、各校において「不登校対応コーディネーター*」等を位置付けながら、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めることと併せて、互いのよさや違いを認め尊重し合う環境づくりを推進していくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

全ての児童生徒にとって安心感と充実感が体感できる学校づくりを目指すとともに、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、きめ細かな支援や多様な適切な教育機会の確保に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|--|---|
|  ・実態調査や不登校等児童生徒支援カルテによる情報共有 | 実態調査や不登校等児童生徒支援カルテの提出により、不登校児童生徒の実態をきめ細かく把握し、学校と情報共有しながら児童生徒個々の状況に応じた対応を進めます。 |
|  ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携強化 【再掲】 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ファミリーサポーターの活用を促進し、関係機関等と連携しながら包括的な支援を展開します。 |
| ・不登校児童生徒に係る研修会を通じた資質・能力の向上 | 各学校において、登校しづりや不登校の児童生徒に係る実態交流会等を実施し、学校全体で情報共有するとともに、教育研究センターの研修講座により事例研修等を実施します。 |
|  ・不登校児童生徒の居場所づくりや学びの場の充実 | 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校や家庭、関係機関との連携を密にし、不登校特例校*の設置の検討等、一人一人の状況に応じた適切な居場所づくりに努めます。また、公立夜間中学*の検討を含めた学び直しの機会の確保に努めます。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------|
| 「自分にはよいところがある」と肯定的な回答をした児童生徒の割合 | 小学校 70.6% 中学校 72.4% | 100% |
| 不登校を理由とする欠席が年間30日以上の子どもの割合（出現率） | 小学校 1.55% 中学校 6.63% | 全国平均 |
| 不登校児童生徒のうち、別室登校や教育支援センター等の利用、家庭とのオンライン等により、学校や他機関とつながっている児童生徒の割合 | 小学校 100% 中学校 100% | 100% |

* 不登校等児童生徒支援カルテ：登校しづりや長期欠席が続く児童生徒、不登校となっている児童生徒等についての状況やこれまでの対応、家庭環境や関係機関との連携等について記載されている情報共有シート。

* ファースト・ステップ・プログラム：釧路市教育委員会と社会福祉法人等が協力して、不登校などの悩みを抱える児童生徒とその家庭をサポートする取組。

* 教育支援センター：主に小・中学校を長期欠席している子どものために、学籍のある学校とは別の場所に教育委員会等が用意した公的機関のこと。釧路市教育委員会が設置する「青空学級」「ふれあい教室」は、機能再編を行い令和5年度より新たな運用を開始する。

* 不登校対応コーディネーター：不登校児童生徒への組織的な対応や担任等の取組への適切な支援について中心的な役割を担う教員。

* 不登校特例校：文部科学大臣が指定する「不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校」のこと。学習指導要領の内容などにとらわれず、不登校の状態にある児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成し、実施している。

* 公立夜間中学：市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級のこと。戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人や様々な理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人、形としては中学校を卒業していても不登校などの理由で十分に通うことができなかった人たちの学び直しの場としての役割が期待される。

基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

【基本方策6】体力・運動能力の向上

■施策の方向1 体力・運動能力向上の取組の推進

現状と課題

2021（令和3）年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査*では、子どもたちの体力は全国的に下降しており、本市においても同様の傾向が見られました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校の新しい生活様式の下、教育活動が制限されたことで、体育の授業以外での体力向上の取組が減少するなど運動時間が大幅に減少したことが大きな理由と考えられます。

実技に関する調査（新体力テスト*）においては、小学校男女、中学校男子の体力合計点が全国平均を上回るかほぼ同水準の結果となった一方で、中学校女子は全国平均に比べ低い状況が見られました。また、児童生徒質問紙調査においては、「運動やスポーツをすることが好きである」児童生徒の割合が中学校男子を除き全国平均より低い結果となりました。

このため、各学校では、小学校体育科や中学校保健体育科の授業において、子どもたちに体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、ICT等を効果的に活用した授業を展開する中で、課題解決に向けて子どもたち同士が協働的に関わりながら主体的に運動に親しむ資質・能力の育成に努めています。

今後も、課題解決に向けた「1校1実践」等の体力向上に向けた取組の充実を図るとともに、望ましい運動習慣づくりや学校外の運動機会の確保については、家庭や地域と連携しながら各種取組を進めていくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の育成を目指すため、児童生徒の実態を踏まえた体育科、保健体育科の授業改善を進めるとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指し、学校、家庭、地域等が連携した運動機会の提供により運動習慣の定着に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|-----------------|---|
|  | ・体育科、保健体育科の授業改善 | 運動の楽しさを実感し運動能力を向上させる授業改善やタブレット端末を効果的に活用した授業実践に取り組みながら、生涯スポーツの基盤を培う授業の充実を図ります。 |
|  | ・新体力テストの活用 | 新体力テストを全校的に実施し、子どもたちの体力・運動能力の実態をきめ細かく把握した上で、体力向上を図るための実践力を身に付ける指導の充実を図ります。 |
|  | ・運動習慣づくりの促進 | 家庭や地域住民との連携を図りながら、子どもたちの実態や地域の特色を生かした各学校の「1校1実践」の取組を推進することにより運動習慣の定着を図ります。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|--|------|
| 新体力テスト（小5・中2）における実技に関する調査の体力合計点の状況（全国平均を50とした比較の値） | 小学校男子 49.8 女子 50.3 中学校男子 48.8 女子 47.6 | 50以上 |
| 「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 84.8% 中学校 79.9% | 100% |
| 「1週間における体育の授業以外での運動やスポーツの合計時間が1時間以上」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 55.8% 中学校 60.1% | 100% |

* 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として、スポーツ庁が2008（平成20）年度より実施している調査。小学校第5学年、中学校第2学年対象。調査事項としては、①児童生徒に対する実技に関する調査、②質問紙調査、③学校に対する質問紙調査。実技では「新体力テスト」を活用している。

* 新体力テスト：筋力や持久力、走力や投力などの体力・運動能力を測定するために、文部科学省が1999（平成11）年度より導入している体力テスト。総合評価（A段階～E段階）は、年代別に、各項目の得点を合計した体力合計点により行う。

基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

【基本方策7】健康・安全・防災教育の充実

■施策の方向1 健康教育・食育の推進

現状と課題

近年、児童生徒の健康については、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な課題が生じています。

本市においては、朝食を全く食べない児童生徒の割合が小学校2.1%、中学校5.5%と、小・中学校ともに全国（小学校1.5%、中学校2.7%）と比較して高く、さらには肥満傾向児の出現率（小学校男子20.8%・女子16.1%、中学校男子14.8%・女子8.1%）も全国（小学校男子13.1%・女子8.9%、中学校男子10.0%・女子7.1%）より高い傾向が見られます。

各学校の養護教諭は、その専門性を生かし、学校内での救急処置や健康管理、保健指導、健康相談、環境衛生など、学校保健全般を担っており、とりわけ児童生徒の心身のケアについては、その悩みにいち早く気づき、寄り添い、他の教職員と連携して対応に当たっています。また、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策においても養護教諭は重要な役割を担っています。

また、食育に関しては、栄養教諭*がその専門性を生かし、各学校を巡回訪問し、学校給食を通して食生活や栄養について学んだり、地域の食文化の理解を深めたりする食に関する指導の充実に努めています。

今後も、養護教諭や栄養教諭が中心となり、児童生徒の健康に係る各種取組を推進するとともに、家庭や地域とも連携しながら、子どもたちの健康の保持増進や望ましい食習慣の確立を図ることが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

望ましい生活習慣や食習慣の定着を目指し、学校、家庭、地域等が一体となった健康づくり、食育の充実に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 健康相談及び保健指導の充実 | 養護教諭を中心として、日常的な健康相談はもとより、発達段階に応じた「生命の安全教育*」等の性に関する指導などを行うとともに、学校保健計画に基づくフッ化物洗口*の実施等、家庭と連携した適切な保健指導の充実に努めます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 望ましい生活習慣、食習慣の推進 | 基本的な生活習慣や、心身の健康と直結する望ましい食習慣が形成されるよう、家庭と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」等の啓発活動を推進します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導の充実 | 食生活に対する関心を深め、子どもたちが食の重要性を理解できるよう、栄養教諭を中核として、教育活動全体を通じて食に関する指導を組織的・計画的に推進します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地産地消の推進 | 児童生徒が、地域の食文化への理解を深め、新鮮で安全な食を通してより深く郷土への愛情を育むことができるよう、学校給食での地場産品の活用を積極的に推進します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--------------------------|------------------------|------|
| 「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 91.8% 中学校 89.6% | 100% |
| う歯*（未処置歯）のある児童生徒の割合 | 小学校 54.5% 中学校 37.4% | 全国平均 |

* 栄養教諭：児童生徒の偏食などによる食生活の乱れを改善し、児童生徒に「食事や栄養を自己管理する能力」「好ましい食習慣」を身に付けることを目的に「栄養教諭」制度が創設され、2005（平成17）年度から施行された。学校給食の管理とともに、食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う栄養士資格を有する教員のこと。

* 生命の安全教育：生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すことをねらいとして学校現場など（幼児期以上）で発達段階に応じて実施される取組。2023（令和5）年度から本格的に全国で実施していく。

* フッ化物洗口：低濃度のフッ化ナトリウム溶液を少量口に含んで洗口する方法で、永久歯のむし歯予防対策として各学校で行われている。本市では、2015（平成27）年度から段階的に実施し、2017（平成29）年度より全校で実施している。

* う歯：「うし」と読み、むし歯のこと。

基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

【基本方策7】健康・安全・防災教育の充実

■施策の方向2 安全教育・防災教育の推進

現状と課題

東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い、子どもたちが起こり得る危険を理解し、いかなる状況下でも自らの生命を守り抜く自助とともに、自分自身が社会の中で何ができるのか考える共助・公助の視点からの教育の充実が求められています。

各学校においては、危機管理マニュアル*の不断の見直しはもとより、交通安全教室や情報モラル*に関わる防犯教室等を教育課程に位置付け、実施しています。また、地震や津波等の災害時に適切な対応行動を取り自らの命を守ることができるよう、児童生徒の発達段階、学校や地域の実態などを考慮しながら、地域と連携した津波避難訓練や防災マップの作成、防災に関わる講話や防災小説*の取組等、体験的な防災・減災教育について、計画的に取り組んでいます。

今後は、家庭や地域で実践的な教育の機会を設定し、子どもたちに、自らが家庭や地域の一員である自覚を育てながら防災教育を含めた安全教育を進めていくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

児童生徒が自らの判断で主体的かつ適切に行動し自分の命を守ることができるよう、体験的な交通安全・防犯教育や防災・減災教育の推進に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|--|
|  <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育の充実 | 交通安全教室や地域と連携した釧路市通学路安全プログラム*における通学路安全マップの見直し等を通して、自他の生命尊重という理念の下、児童生徒の交通安全意識の高揚と交通ルールやマナーを習得する指導の充実を図ります。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 防犯、情報モラル等に係る取組の推進 | インターネット上のトラブルを含め、児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう危険回避能力の育成を図るため、外部人材を活用した講座等の取組を推進します。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 防災、減災教育の推進 | 児童生徒が地震や津波等の自然災害の危険や日常の備えに関する知識を理解し、災害時には安全に避難行動ができるよう、学校としての避難確保計画*の策定はもとより、地域とともに実施する津波を想定した避難訓練や防災士等を活用した体験的な取組等の充実を図ります。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------|
| PTAや地域とともに、毎年通学路の安全点検を実施している小・中学校の割合 | 小学校 57.7% 中学校 26.7% | 100% |
| 防犯教室（情報モラルも含む）に係る取組を実施している小・中学校の割合 | 小学校 96.2% 中学校 100% | 100% |
| 「地震や津波等の自然災害の時、どのように避難したり身を守ったりすればよいか知らない」と回答した児童生徒の割合 | 小学校 4.9% 中学校 5.6% | 0% |

*危機管理マニュアル：学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するもの。

*情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどを指す。

*防災小説：慶應義塾大学大木聖子准教授が考案した自分が主人公のショートストーリーのことで、地震など災害の設定をあらかじめ決め、もし津波が来たらどんな状況になるかなど、それぞれが自分や家族を思い浮かべながら想像で物語を書く。自分を主人公に未来を書くことで、災害を自分ごととしてイメージし、実際の備えをすることにつながる取組。

*釧路市通学路安全プログラム：「釧路市通学路安全確保のための基本方針」（2014（平成26）年8月1日釧路市通学路安全対策連絡協議会決定）のこと。主として各小中学校の通学路の安全確保に向けた継続的な合同点検等を関係機関と連携のもと実施することを定める。

*避難確保計画：「水防法」「土砂災害防止法」「津波防災地域づくり法」において、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の避難体制の強化を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等には、避難計画の作成、避難訓練の実施が義務化された。

基本方針Ⅳ 充実した学びを支える教育環境の整備

【基本方策8】安全で快適な教育環境の充実

■施策の方向1 学校施設の適切な維持・管理

現状と課題

学校施設は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点から、その安全性や快適性を確保し、児童生徒の発達の段階に応じた安全安心で質の高い施設整備を行う必要があります。

本市においては、学校施設の早期耐震化を進め、2020（令和2）年度までに小・中学校の耐震補強を全て終了していますが、現在、築30年を超えながらも大規模改造工事等が未実施である建物が約3割を占めており、児童生徒の安全安心な教育環境の確保等の観点から大きな課題となっています。

このため、2020（令和2）年度末に「釧路市立学校施設長寿命化計画*」を策定し、老朽化の進行に伴う各設備への不具合の解消などの適切な施設維持管理を進めるとともに、小中連携、小中一貫教育に向けた基本方針である「釧路市がめざす学校のすがた基本計画*」の策定に伴い、学校施設長寿命化計画の施設整備優先度の見直しを行う予定としているところです。

今後は、児童生徒が、快適な学校生活を過ごすことができるよう、学校の換気や採光、水質、温度管理など、適切な環境衛生に配慮するほか、少子化などの社会状況や教育内容・方法等の多様化、防災機能の強化、バリアフリーへの対応、地球環境への配慮など、学校施設へのニーズに合わせた整備を進めることが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

学校が児童生徒にとって快適な学びの場として機能するよう、安全安心で持続的な教育施設の維持管理に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|--|
| ・学校施設の適切な維持管理 | 消防設備や照明器具、暖房や給水等の各種設備機器の保守・点検を行い、学校施設の適正な維持管理に努めます。 |
| ・学校設備・備品の充実 | 学校備品の適正管理のため定期的に備品検査を行うとともに教育課程の実施に必要な学校設備・備品の充実に努めます。 |
| ・特別支援学級の環境整備 | 障がいのある児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が受けられる環境を整備します。 |
|  ・義務教育学校開校に向けた施設整備 | 義務教育学校開校に向けて、発達段階に応じた快適な学びの環境となるよう施設整備を行います。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|-------|------|
| 多目的トイレを設置している小・中学校の割合 | 71.8% | 100% |
| 適切な教育環境を維持するため、学校施設設備、備品等について、それぞれ年1回以上点検を行っている小・中学校の割合 | 100% | 100% |

* 釧路市立学校施設長寿命化計画：2019（令和元）年度に行った学校施設・整備における劣化状況調査の結果を基に、児童生徒の安全安心な教育環境の確保、学校施設全体の管理運営の適正化、財政負担の軽減・平準化などを目的として定める中長期的な整備計画。対象施設は、市立小・中・義務教育学校、市立幼稚園及び認定こども園、市立高等学校、給食施設。

* 釧路市がめざす学校のすがた基本計画：本市が抱える様々な教育課題の解決・緩和に向けて、小中連携・小中一貫教育の推進や、「施設一体型の義務教育学校」の設置など、今後の学校設置に係る施策を記載した計画（2022（令和4）年12月策定）。

基本方針V 信頼に応える学校づくりの推進

【基本方策9】魅力ある学校づくり

■施策の方向1 特色ある教育課程の編成

現状と課題

学校には、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成・実施に努めることが求められており、そのためには、家庭や地域と基本方針を共有し、連携・協働して各種取組を推進することが重要です。

本市では、各学校において、学校経営方針や学校グランドデザイン*等を家庭や地域と共有した上で、児童生徒や地域の実態等を踏まえ、目指す資質・能力を明確にし、総合的な学習の時間等において、地域のよさや特色を生かした様々な教育活動を行っています。

今後は、小・中学校において、カリキュラム・マネジメント*を軸とし、全ての教職員が教育課題や目標を共有して創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していくなど、学校が子どもたちにとって「生きる力」を育む魅力ある場所となるよう努めていくとともに、2022（令和4）年度より単位制となった市立高等学校においても、生徒の能力や適性を伸ばし、多様な進路に対応した魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

魅力ある学校づくりを進めるため、保護者や地域住民と学校が目指す目標を共有し、連携・協働してその実現を図るため、教育活動の成果や課題を明確にするとともに、学校の特色を生かした教育課程の編成に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|-----------------------|--|
|  | ・ 社会に開かれた教育課程の実現 | 学校、家庭、地域が連携・協働し、学校教育目標の実現を図るため、地域住民も対象とした授業参観や地域の特色を生かした取組を発信することで、今求められている教育の趣旨や内容について共有します。 |
|  | ・ 学校評価*の実施 | 学校ごとの重点教育目標を踏まえて評価項目を設定し、教職員、児童生徒、保護者、地域住民、学校運営協議会委員等により教育活動を評価することにより、学校改善はもとより、評価者の学校経営参画意識及び組織力を高めます。 |
|  | ・ 「総合的な学習の時間」の指導計画の改善 | 学校と地域の連携を図り、地域の教育力を学校教育活動に生かすことができるカリキュラム・マネジメントを推進し、総合的な学習の時間の充実を図ります。 |
| | ・ 市立高等学校における特色ある学校づくり | 生徒や保護者のニーズを踏まえ、質の高い教育活動を実現するため、市立高等学校として外国語教育や国際教育*に重点をおいた特色ある学校づくりを推進します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|------------------------|------|
| 学校のグランドデザインを学校全体で作成し、保護者や地域と共有している小・中学校の割合 | 小学校 100% 中学校 100% | 100% |
| 学校評価の結果をホームページで公表している小・中学校の割合 | 小学校 69.2% 中学校 86.7% | 100% |
| 地域の特色を生かした総合的な学習の時間の指導計画を、小中連携のもと作成している小・中学校の割合 | 小学校 15.4% 中学校 20.0% | 100% |

*学校グランドデザイン：新学習指導要領に示されたカリキュラム・マネジメントの考えのもと、児童生徒や保護者・地域の願いや期待を踏まえ、各学校が自校の目指す学校像や育成したい子ども像を描き、その実現を図るため、学校教育全体の中でどのような方策を考え、組織的に取り組んでいるかを示した基本構想。

*カリキュラム・マネジメント：児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと、などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

*学校評価：子どもたちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し学校運営の改善と発展を目指すための取組。

*国際教育：国際社会において、地球的視野に立って、他の国や異文化を理解するだけでなく主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育。

基本方針V 信頼に応える学校づくりの推進

【基本方策9】魅力ある学校づくり

■施策の方向2 「釧路市がめざす学校のすがた基本計画」の推進

現状と課題

本市では、「不登校児童生徒数の増加」や「学力や学習意欲の伸び悩み」、「児童生徒数の減少」による教育上のデメリット等の課題を解消・緩和していくため、2022（令和4）年12月に「釧路市がめざす学校のすがた基本計画」を策定し、全市的に施設一体型の義務教育学校*を設置することを視野に入れた10年間の見通しを示しました。

現在、中学校区を基盤として「小・中ジョイントプロジェクト」を進めており、義務教育9年間を見通し、小・中学校双方の教職員が中学校卒業後の子どもたち一人一人の姿を共有した中で、授業改善や学習習慣等について協議を行い、系統性を意識した各種取組を推進しています。

また、各学校において設置を進めてきているコミュニティ・スクール*については、今後、小・中学校が連携した取組を進めることにより、保護者や地域住民、教職員が中学校区の小・中学校それぞれの教育目標や課題を共有できるようになり、9年間を通じた組織的な学校支援体制を整えることが可能となります。

今後も、家庭や地域とも十分な共通理解を図り、児童生徒にとって最適な教育環境を整備していく必要があります。

施策の概要と具体的な取組内容

本市が抱える様々な教育上の課題を解消・緩和していくために、小中連携・小中一貫教育*の考えのもと、計画的に施設一体型の義務教育学校を導入していきます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|-----------------------------------|--|
|  | ・小・中ジョイントプロジェクトの推進 【再掲】 | 小・中学校の接続を意識した学力向上や学習習慣確立に向けた具体的な取組を、中学校区を基盤として推進します。 |
|  | ・義務教育学校の導入に向けた周知 | 義務教育学校設置に向けて、当該学校の関係保護者や地域住民等の理解が深まるよう、義務教育学校に関する様々な情報を提供していきます。 |
|  | ・義務教育学校開校に向けた準備及び中間年（令和9年度）における検証 | 義務教育学校開校に向けた準備協議会を設置するとともに、小中連携、小中一貫教育の実施状況を検証します。 |
|  | ・義務教育学校開校に向けた施設整備 【再掲】 | 義務教育学校開校に向けて、発達段階に応じた快適な学びの環境となるよう施設整備を行います。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|---|------------------------|------|
| 中学校区において、小中9年間の統一した目指す子ども像を設定している小・中学校の割合 | 小学校 42.3% 中学校 66.7% | 100% |
| 小・中ジョイントプロジェクトの推進により、「小・中学校の授業観や評価観の違いについて理解が深まった」と回答した小・中学校の割合 | 小学校 96.2% 中学校 93.3% | 100% |

*義務教育学校：学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行うことを趣旨として2016（平成28）年から制度化された新たな学校種であり、一人の校長と一つの教職員組織が9年間の学校教育目標を決め、一貫した教育活動を行う。

*コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教法第47条の5）に基づいた仕組み。

*小中連携・小中一貫教育：「小中連携教育」は小・中学校段階の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育のこと。また「小中一貫教育」とは、小中連携教育のうち、小・中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。

基本方針V 信頼に応える学校づくりの推進

【基本方策10】教職員の資質能力の向上・働き方改革

■施策の方向1 専門性を高める研修機会の確保

現状と課題

教職員*は、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心をもちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す、言わば子どもたちの主体的な学びを支援する伴走者として、常に自身の資質・能力の向上を図り続けることが求められています。

本市においては、教員*研修の要として、釧路教育研究センターの研修講座を年間通じて実施するほか、初任段階教員を対象にした授業改善研修や、教務主任・研修部長等を対象とした学力向上セミナーなど、教職員のキャリアステージ*に応じた研修機会の充実に努めています。

また近年、各学校のICT環境が整備されたことにより、授業交流サイト*を通じて「釧路市授業マイスター*」等の授業動画を配信するなど、オンラインによる研修を効率的・効果的に取り入れ、教職員が自己研鑽できる場を充実させてきました。

今後は、これまでの研修講座や各種事業の成果と課題を明確にした上で、小・中ジョイントプロジェクトの推進により、中学校区で統一した研修課題で授業研究、授業公開を行うなど、授業力向上に向けた新たな取組も視野に入れた研修内容の一層の充実が必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

主体的に学び続け、時代のニーズや多様化する教育課題に対応できる優れた教職員を育成するため、教職員のキャリアステージに応じた研修機会の提供・充実に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|--------------|---|
|  | ・各種研修講座の実施 | 各教科における授業力向上に係る研修はもとより、今日的な課題に対する実践的な研修等、教職員のキャリアステージに応じた研修について、オンラインも含めた様々な方法で実施することにより、教職員の専門性の向上に努めます。 |
|  | ・授業力の高い教員の育成 | 児童生徒の生きる力を育む資質・能力を培うため、「釧路市授業マイスター」による授業公開や授業動画の提供、指導主事による学校訪問等を通して、授業力の高い教員の育成を図ります。 |
|  | ・公開研究会の質的向上 | 従来の公開研究会の形にこだわらず、小中連携を基盤とした公開研究会を開催するなど、日常の授業改善等に反映できる質の高い公開研究会の実施に努めます。 |
| | ・服務規律の保持 | 法令遵守の徹底や服務規律の確保について、コンプライアンス*確立月間の設定など、教職員の自覚を高めます。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------|
| 釧路教育研究センターや北海道立研究所等、学校外の研修講座等（オンラインも含む）に年2回以上参加した教員の割合 | 小学校 42.1% 中学校 47.6% | 100% |
| 「釧路市授業マイスター」の授業（授業交流サイトの授業動画も含む）を参観した教員の割合 | 小学校 44.1% 中学校 72.0% | 100% |

*教職員と教員：「教職員」とは、校長及び教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員並びに事務職員などをいう（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律より抜粋）。「教員」（教育職員）とは、学校で児童生徒に教える立場にある人のことであり、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）並びに幼保連携型認定こども園等の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。（教育職員免許法より一部抜粋）

*教職員のキャリアステージ：教職員個人の経験年数のこと。

*授業交流サイト：本市に勤務する教職員のみが自身のアカウントによりログインできるウェブサイトで、本市が目指す授業像を具現化した授業マイスター等の授業動画が保管されており、自由に視聴できる。また、授業づくりについての意見交流も行うことが可能。

*釧路市授業マイスター：秋田県大館市において優れた授業実践力をもつ教員を「授業マイスター」として認定する制度を、2021（令和3）年度より本市においても実施し、7名の釧路市授業マイスターを認定している。2022（令和4）年度より授業公開等を積極的に行いながら、市内教職員の授業力向上に努めている。

*コンプライアンス：「法令遵守」と訳されるが、単に法令を守ることにとどまらず、学校への信頼の向上のために校内規程・マニュアル・教育理念・社会貢献といったところまで幅広く包含した概念として使われている。

基本方針V 信頼に応える学校づくりの推進

【基本方策10】教職員の資質能力の向上・働き方改革

■施策の方向2 働き方改革の推進

現状と課題

学校における働き方改革の目的は、現在の教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、これまでの働き方を見直し、教職員が、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることです。

本市においては、「釧路市立小中学校における働き方改革～アクションプラン*」の中で「学校の業務改善」「中学校における部活動指導の負担軽減」「勤務時間と健康管理を意識した働き方の推進」「家庭・地域との連携・協働」を4つの柱として取組を進めていますが、とりわけ勤務時間については、教頭の月平均時間外勤務時間が、約8割の小・中学校で45時間を超えていることや、中学校教員の時間外勤務時間が小学校教員に比べて長い傾向にあることについて、大きな課題となっています。

今後は、学校と教育委員会がそれぞれの役割を踏まえた中で、教職員一人一人がしっかりと子どもと向き合う時間を確保し、やりがいをもって業務に取り組むことができるよう、実効性のある取組を推進していくことが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

校長のリーダーシップの下、教職員一人一人がワーク・ライフ・バランス*の視点を持ちながら、健康で生き生きと能力を最大限発揮して働くことができる持続可能な職場環境づくりに努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|--|
|  <ul style="list-style-type: none"> 教職員一人一人の意識改革 | 子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、教職員一人一人が自分の勤務時間や健康管理等を意識した働き方に向けた意識改革を図ります。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した業務改善 | 授業における教材の共有や事務作業の効率化、また各種文書のデジタル化や情報発信等、ICT等の効果的活用を推進します。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 部活動の地域移行に向けた指導体制の構築 | 休日の練習における段階的な地域への移行など、先進地域の取組を参考としながら、地域や関係機関と連携した適切な指導体制の構築に取り組みます。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------|
| 年間時間外勤務時間が360時間以内の教職員の割合 | 小学校 54.2% 中学校 38.0% | 100% |
| 校内に働き方改革の中核となる「コアチーム」*の設定を位置付け、「働き方改革」に係る研修を積極的に実施している小・中学校の割合 | 小学校 53.8% 中学校 66.7% | 100% |

* 釧路市立小中学校における働き方改革～アクションプラン：北海道教育委員会において2021（令和3）年3月に「学校における働き方改革「北海道アクションプラン」」（第2期）を策定したことを受け、2021（令和3）年12月に策定した釧路市版の働き方改革アクションプラン。長時間労働の改善等、教員の業務実態を把握した上で、役割分担のあり方や業務の進め方など、様々な視点から見直しを進めるための計画。

* ワーク・ライフ・バランス：働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

* 働き方改革の中核となる「コアチーム」：働き方改革をミッションとした校務分掌上の組織。

基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

【基本方策 11】 学校間の連携・協働

■ 施策の方向 1 小中連携の推進

現状と課題

中学校学習指導要領総則には「小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。」と明記されており、小学校と中学校の接続に関しては、義務教育9年間を見通して必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められています。

本市においては、2022（令和4）年度より「小・中ジョイントプロジェクト」を実施し、同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、合同の研修会を実施し、各教科等の指導のあり方について協議するとともに、望ましい学習習慣や生活習慣の確立に向けて、共通した取組を実施するなど、円滑な接続が図られるよう工夫した取組を進めています。また、外国語教育に係る小・中学校の系統的な学びの接続を意識するため、中学校区において小・中学校双方の教員が同じ授業を参観し協議を行う場を設定するなど、継続した外国語教育に係る巡回指導を行っています。

今後も、学力の定着・向上及び生徒指導等の充実に向けて、校種間連携*を図り、義務教育段階9年間を見通した教育課題の検証や教職員研修の実施など、具体的な取組を計画的に推進することが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

誰一人取り残さない教育を実現するため、小・中学校間の円滑な接続を図り、学習内容の確実な定着や発展、充実に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|--|--|
|  | ・小・中ジョイントプロジェクトの推進 【再掲】 | 小・中学校の接続を意識した学力向上や学習習慣確立に向けた具体的な取組を、中学校区を基盤として推進します。 |
|  | ・指導力向上に係る研修会の実施 | 学校段階間の系統的な指導体制の充実を図るため、各教科の指導力向上研修を実施し、学校種間を意識した授業改善を図ります。 |
|  | ・義務教育学校開校に向けた準備及び中間年（令和9年度）における検証 【再掲】 | 義務教育学校開校に向けた準備協議会を設置するとともに、小中連携、小中一貫教育の実施状況を検証します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------|
| 中学校区において、小学校（中学校）の授業参観や授業交流会に参加した中学校（小学校）教員の割合 | 小学校 46.4% 中学校 85.8% | 100% |
| 授業改善に特化した校内研修を実施し、中学校区9年間同じ授業スタイル（探求型授業）で取り組んでいる小・中学校の割合 | 小学校 3.8% 中学校 20.0% | 100% |

* 校種間連携：幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校などの校種（学校種）の連携・接続のこと。学校間で円滑な連携を図ることで、児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、見通しをもった指導の一貫性や系統性を図ることができる。

基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

【基本方策 11】 学校間の連携・協働

■ 施策の方向2 幼保小連携及び中高連携等の推進

現状と課題

現在の学習指導要領には、全ての段階（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）に共通の前文が掲載されており、児童生徒の将来像を共有するとともに、その実現に向けた方策や、義務教育9年間はもとより、幼保小及び中高の連続性を意識した計画的かつ継続的な教育課程の編成が重要であるとされています。

幼保小連携については、教育研究センター研修講座において、小学校教員と幼稚園、保育所、認定こども園の教員・保育士等が参加する研修会を毎年実施し、互いの授業・保育を参観し協議する場を設定しています。また、各小学校では、体験入学を実施し、幼児と児童の交流の機会を設け、就学に向けて自信や期待を高め、極端な不安を感じないよう配慮するとともに、本市独自の「引継ぎシート*」の活用により新入学児童に対して丁寧な引継ぎを行っています。

今後は幼児期のあそびや生活を通じた総合的な活動の中で育まれてきたことが、小学校の各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心とした「スタートカリキュラム*」を、児童や地域の実情を踏まえた中で、幼稚園等とも十分連携して編成していくことが必要です。

また、小中高の連携については、12年間を見通し、義務教育段階の学びを踏まえた高等学校段階での継続的な検証改善サイクルの確立を推進していくことが求められています。現在、本市において外国語教育を通じて実施されている系統的な指導を、各教科等においても実施するよう取組の充実を図っていくことが重要です。

施策の概要と具体的な取組内容

幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携及び中・高等学校の連携を強化し、互いの教育内容等について理解を深め、校種間の円滑な接続に努めます。

| 施策項目 | | 施策の具体的な取組内容 |
|---|-----------------------|--|
|  | ・ 幼保小連携の推進 | 幼児の小学校へのスムーズな移行を図るため、丁寧な引継ぎやスタートカリキュラムの作成等、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進します。 |
|  | ・ 幼保小の教職員等の資質及び専門性の向上 | 教育研究センターの研修講座等により、幼稚園教員や保育士等と小学校教員との合同研修会を実施するとともに、互いの授業や保育を参観し、協議する場を設けることで、教職員等の資質・能力や専門性の向上を図ります。 |
|  | ・ 指導力向上に係る研修会の実施【再掲】 | 学校段階間の系統的な指導体制の充実を図るため、各教科の指導力向上研修を実施し、学校種間を意識した授業改善を推進します。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|-----------------------|------|
| 幼保小連携に係る教育研究センターの講座等に参加した小学校、幼稚園、保育所、認定こども園の割合 | 幼稚園 22.0% 小学校 100% | 100% |
| スタートカリキュラムを幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して作成している小学校の割合 | 小学校 92.3% | 100% |

* 引継ぎシート：市教委主催「保幼小ワーキングチーム会議」において作成された、小学校への円滑な接続のためのチェックシート。本市において、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校が、児童生徒の状況について引継ぎを行う際に共通して用い活用している。

* スタートカリキュラム：小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

【基本方策 12】 家庭・地域と学校の連携

■ 施策の方向 1 地域とともにある学校教育の推進

現状と課題

子どもたちや学校が抱える課題を解決し、未来を創る子どもたちの「生きる力」を育むためには、「社会総掛かりでの教育の実現」が不可欠です。これからの学校は、目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指していくことが期待されています。

これまで各学校では、参観日や各種行事等において教育活動を公開するとともに、学校支援ボランティア*を中心とした読み聞かせや授業支援の実施、地域の見守り隊による登下校時の安全指導、地域住民をゲストティーチャーとして招いた授業実施など、家庭や地域が連携しながら教育活動を行ってきました。現在、コロナ禍において、従来どおりの連携は困難になったものの、学校の新しい生活様式による新たな取組等も模索しながら、地域との連携・協働を進めています。

今後は、2011（平成23）年度から順次導入を進めてきたコミュニティ・スクールを核として、家庭や地域が学校ランドデザインを共有しながら、学校・家庭・地域の三者が一体となって、子どもたちの成長を支える連携・協働体制の更なる充実を図ることが必要です。

施策の概要と具体的な取組内容

学校と地域をつなぐ人材の配置・育成を推進するとともに、未来社会の創り手となる児童生徒の豊かな成長を支える地域社会の実現に努めます。

| 施策項目 | 施策の具体的な取組内容 |
|---|---|
|  <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールの導入・推進 | 保護者や地域住民の意見を学校経営に反映させるコミュニティ・スクールの導入を推進します。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業*の一体的推進 | コミュニティ・スクール導入校において、地域学校協働活動推進員を中心に、子どもたちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う、地域学校協働活動の充実を図ります。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民を対象とした研修会等の実施 | 基本的な生活習慣の確立や思春期における対応の仕方、情報モラル等、釧路市家庭教育支援チーム*や関係機関と連携しながら、保護者や地域住民の学習機会の充実を図ります。 |
|  <ul style="list-style-type: none"> 部活動の地域移行に向けた指導体制の構築 【再掲】 | 休日の練習における段階的な地域への移行など、先進地域の取組を参考としながら、地域や関係機関と連携した適切な指導体制の構築に取り組みます。 |

達成目標

| 成果指標項目 | 現 状 | 目 標 |
|--|------------------------|------|
| コミュニティ・スクールを導入している小・中学校の割合 | 小学校 61.5% 中学校 46.7% | 100% |
| 学校ホームページ等を毎週更新するなど、保護者や地域住民への情報発信に努めている小・中学校の割合 | 小学校 76.9% 中学校 46.7% | 100% |
| 保護者や地域住民が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動指導、学校行事の運営等の活動に参加している小・中学校の割合 | 小学校 100% 中学校 100% | 100% |
| 保護者や地域住民への研修会や子育て講座（オンラインも含む）を開催している小・中学校の割合 | 小学校 57.7% 中学校 40.0% | 100% |

* 学校支援ボランティア：子どもたちの教育のために、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティア活動。

* 地域学校協働本部事業：多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、2015（平成27）年の中央教育審議会の答申で提言されたもの。本市では2016（平成28）年度から本事業を展開している。地域学校協働活動を推進するコーディネーター的な役割をする人を「地域学校協働活動推進員」という。

* 釧路市家庭教育支援チーム：家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であるという考えのもと、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう家庭教育や子育て等を支援する取組を行っている。

参考資料

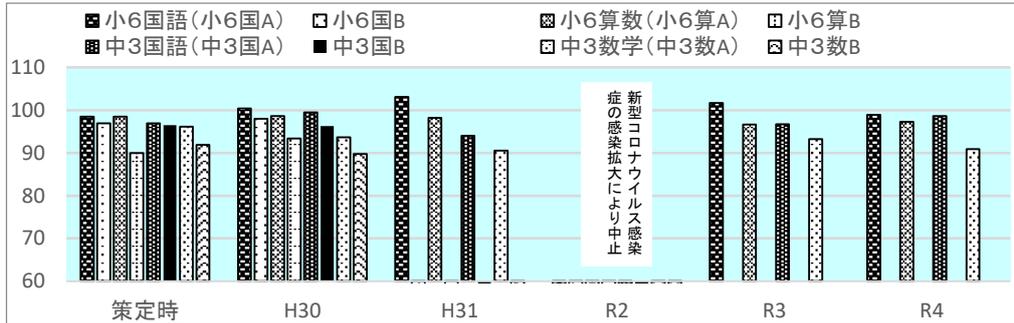
- 第Ⅱ期教育推進基本計画における達成状況
- 策定委員会設置要綱
- 策定委員名簿
- 策定経過

基本方針 I 確かな学力の確立

基本方策1 生きる力を支える学力の向上

■ 施策の方向1 基礎・基本の確実な定着を図る指導の充実

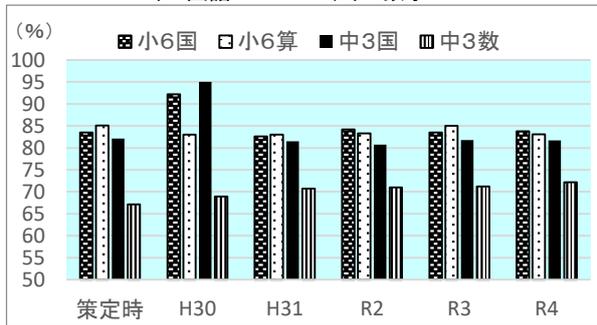
- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の科目の平均正答率の状況(全国を100とした比較の値)
目標～ 小6国語:100以上、小6算数:100以上、中3国語:100以上、中3数学:100以上



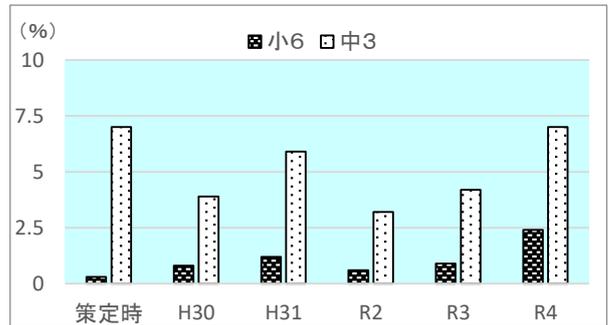
※ A問題…主として「知識」に関する問題
B問題…主として「活用」に関する問題

※ 平成31年度より知識と活用を一体的に問う形での問題に変更された。

- 「国語、算数・数学の授業がよく分かる、どちらかといえばよく分かる」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6国語:90.0%、小6算数:90.0%、中3国語:90.0%、中3数学:75.0%

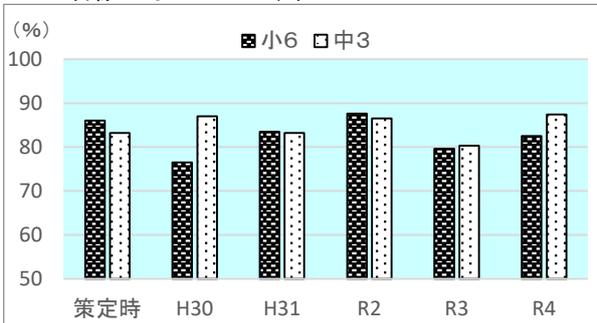


- 「平日、家庭学習を全くしない」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:0%、中3:0%

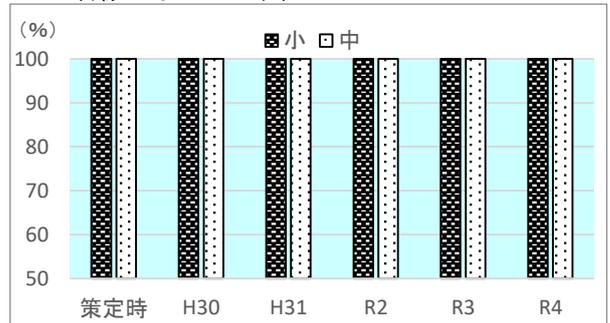


■ 施策の方向2 学ぶ意欲を高める指導の充実

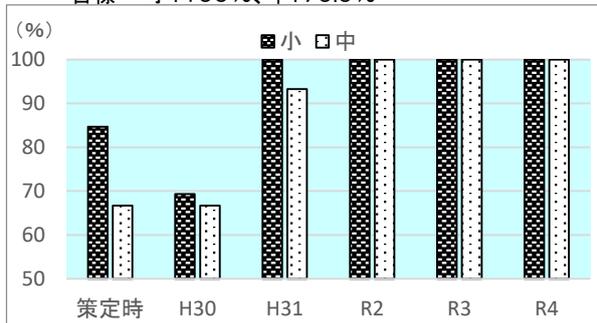
- 「授業の中で、自分の考えを発表する機会がある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:90.0%、中3:90.0%



- 授業改善のための研修に、児童生徒による授業評価を取り入れている小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%



- 地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:70.0%

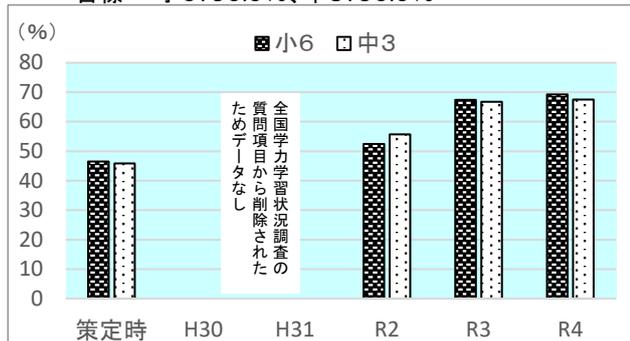


基本方策2 社会の変化に対応する力の育成

■ 施策の方向1 情報活用・情報モラル教育の推進

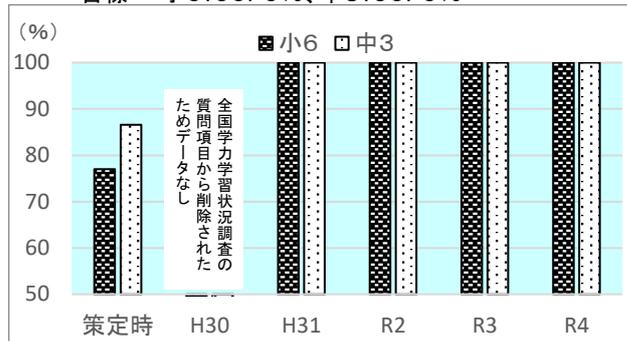
- 「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っている」と回答する児童生徒の割合

目標～ 小6:50.0%、中3:50.0%



- 「情報通信技術・実物投影機等を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習や課題発見・解決型の学習指導を行った」と回答する小中学校の割合

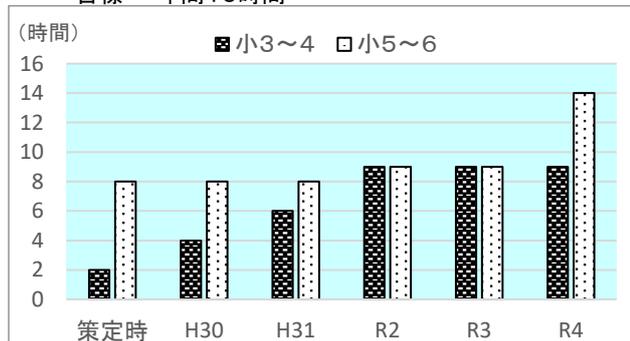
目標～ 小6:90.0%、中3:90.0%



■ 施策の方向2 国際理解教育の推進

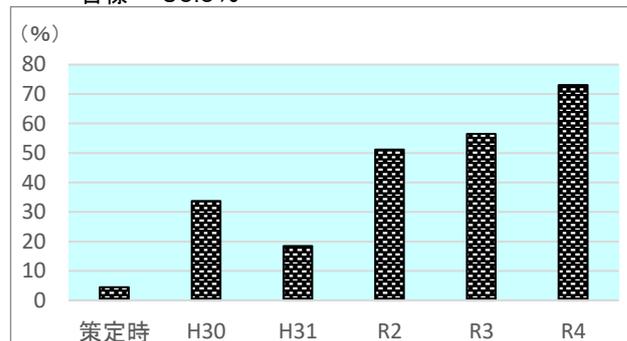
- 小学校3～6年生におけるALTを活用した授業時数

目標～ 年間10時間



- 中学校英語科における授業での発話をおおむね(75%程度)英語で行っている英語担当教員の割合(のべ人数)

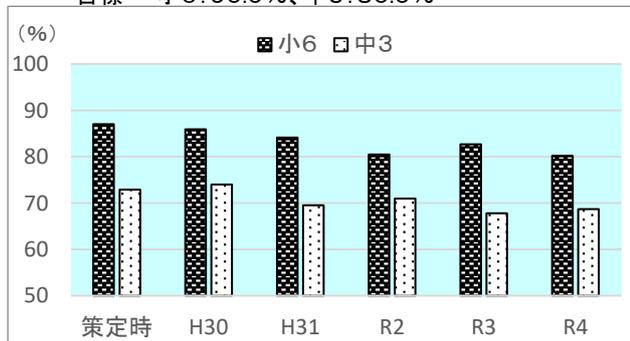
目標～ 30.0%



■ 施策の方向3 キャリア教育の充実

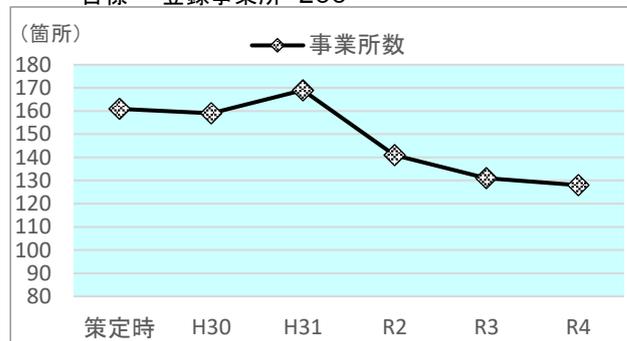
- 「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答する児童生徒の割合

目標～ 小6:90.0%、中3:80.0%



- 職場体験活動における協力事業所(登録事業所数)

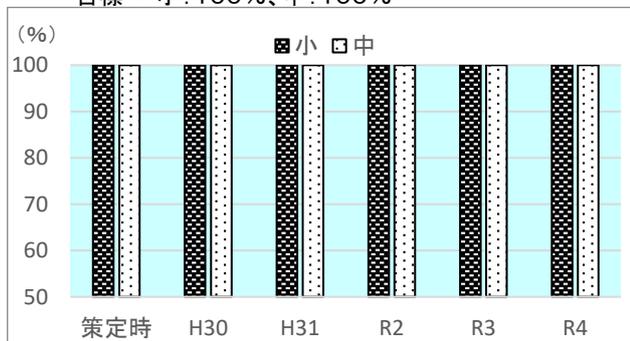
目標～ 登録事業所 200



■ 施策の方向4 環境教育の推進

- 学校版環境ISOの取組を実施している小中学校の割合

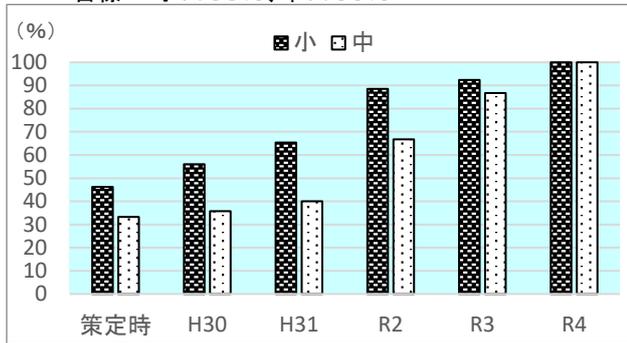
目標～ 小:100%、中:100%



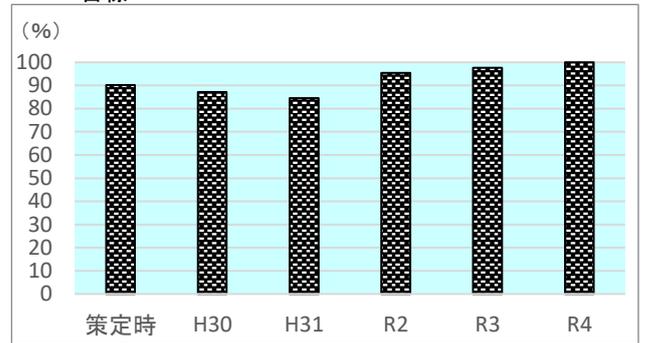
基本方策3 特別支援教育の推進

■ 施策の方向1 特別支援教育の充実

- 特別な支援が必要な児童生徒の「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」が整備されている小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%

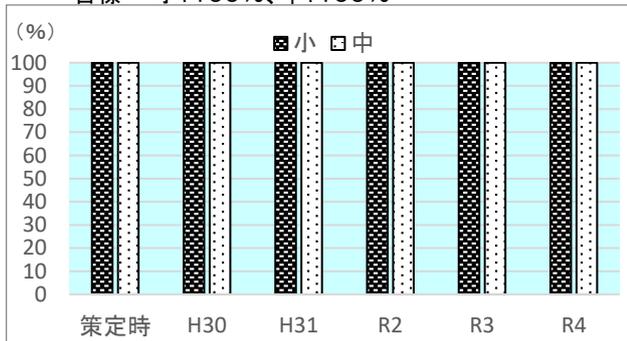


- すべての特別支援教育コーディネーターが特別支援教育に関する教育研究センター講座に参加する割合
目標～ 100%

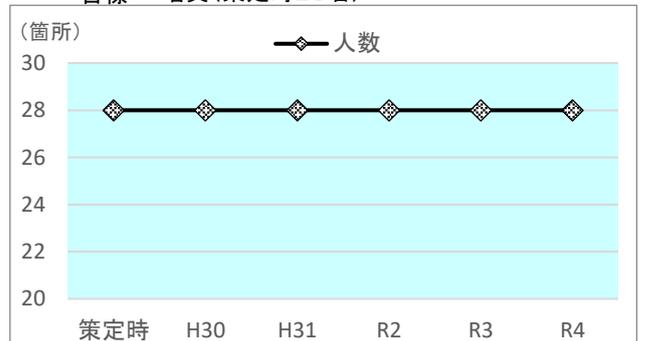


■ 施策の方向2 支援体制の整備

- 障がいのある児童生徒の実態把握等のための校内委員会を定期的に開催している小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%



- 通常の学級において配置されている特別支援教育指導員の人数
目標～ 増員(策定時28名)

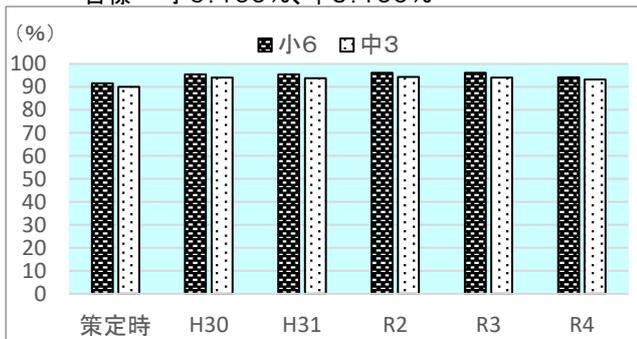


基本方針Ⅱ 豊かな心の育成

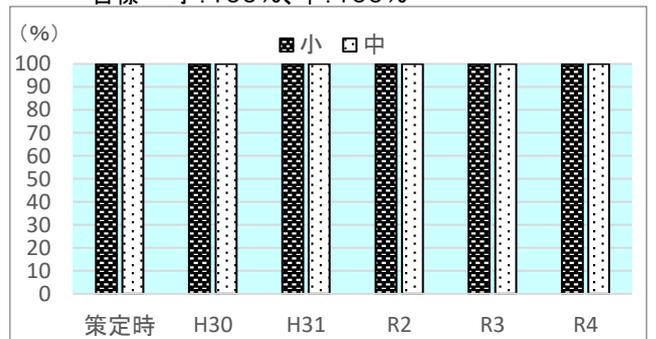
基本方策4 心の教育の充実

■ 施策の方向1 道徳教育の充実

- 「人の役に立つ人間になりたい」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:100%、中3:100%

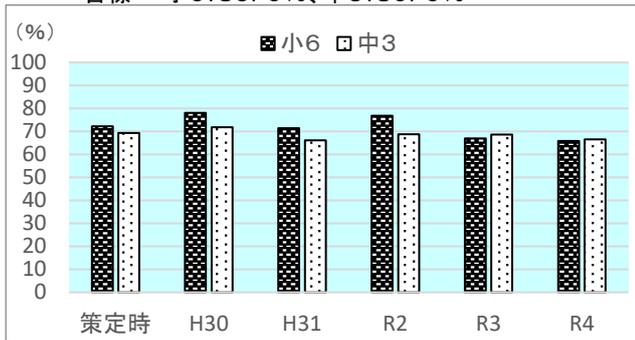


- 保護者に対して、「道徳科」の授業公開を実施している小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%

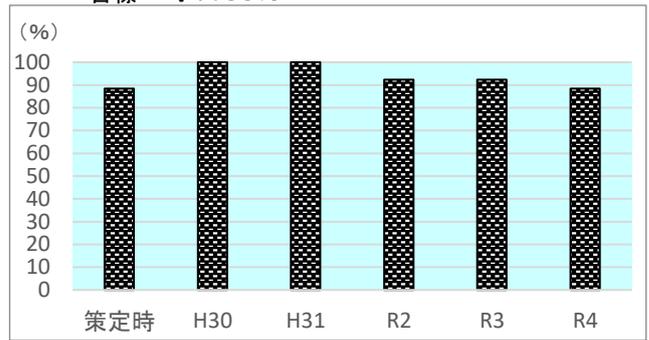


■ 施策の方向2 読書活動の充実

- 「読書が好き、どちらかといえば好き」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:85.0%、中3:80.0%

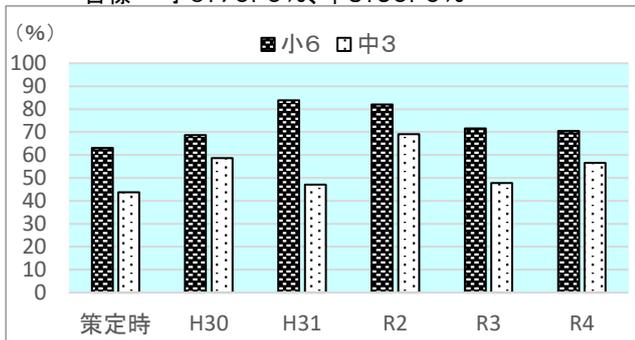


- 学校の読書活動や学校図書館に学校支援ボランティアが関わっている小学校の割合
目標～ 小:100%

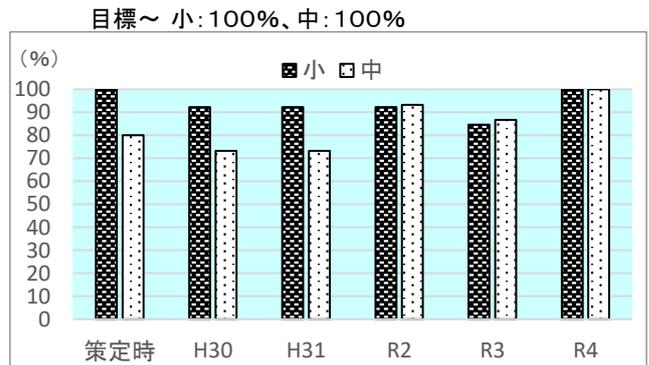


■ 施策の方向3 体験活動の充実

- 「授業や課題活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があった、どちらかといえばあったと思う」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:70.0%、中3:50.0%



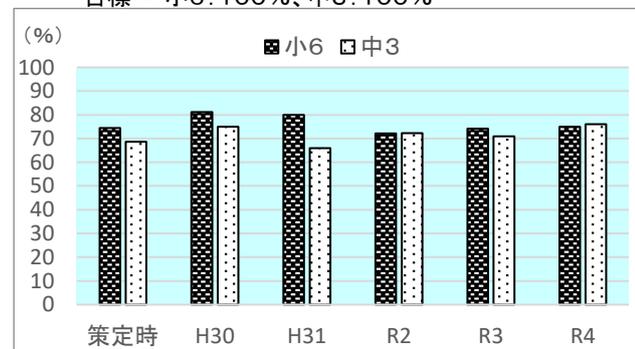
- 自然に関わる体験的な活動を計画的に実施している小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%



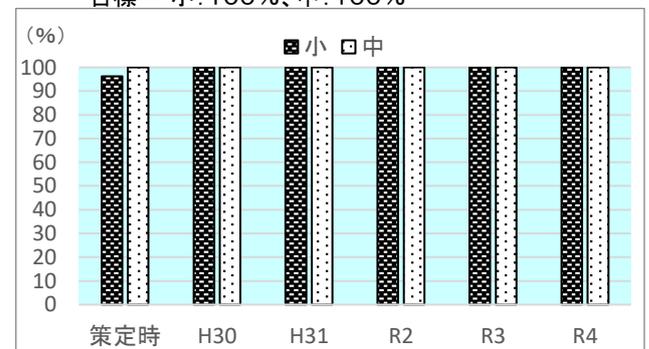
基本方策5 生徒指導の充実

■ 施策の方向1 教育相談体制の充実

- 「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:100%、中3:100%

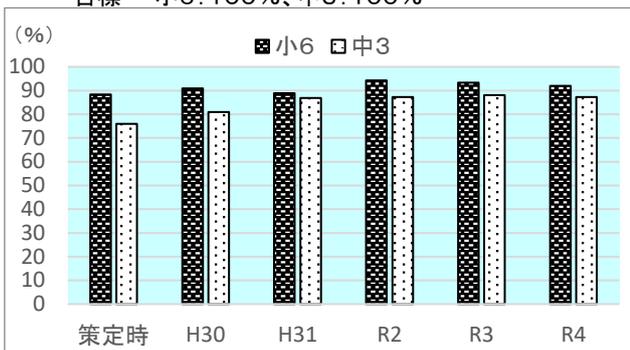


- 教育相談シート等を用いた、校内での児童生徒理解のための交流会議等を行っている小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%

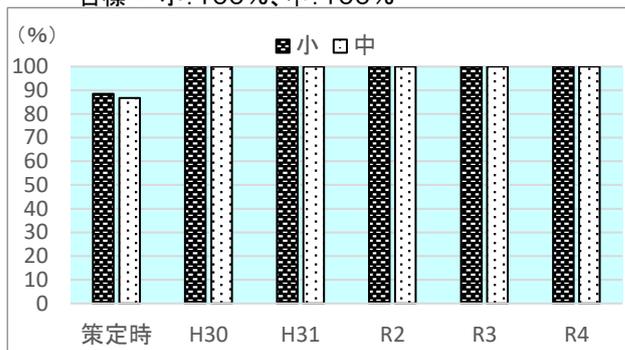


■ 施策の方向2 いじめ問題への取組の充実

- 「いじめは、どんな理由があってもいけないことである」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:100%、中3:100%

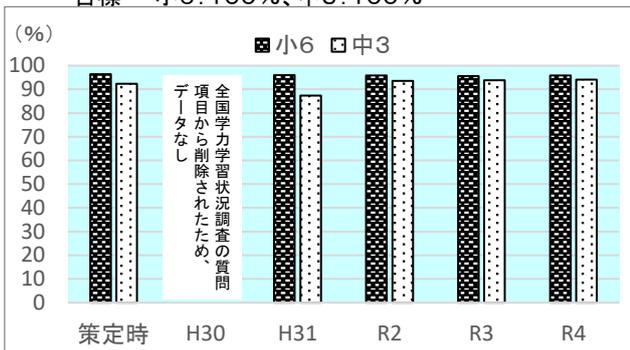


- 校内いじめ対策委員会が主催する「いじめの未然防止、早期発見、早期対応」についての研修会を開催している小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%

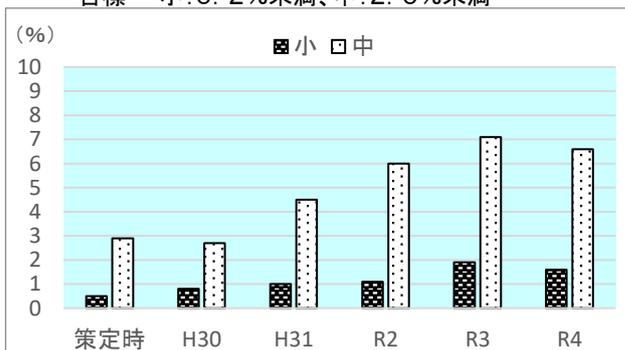


■ 施策の方向3 学校適応指導の充実

- 「学校で友達に会うのが楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:100%、中3:100%



- 不登校を理由とする欠席が年間30日以上の子どもの出現率
目標～ 小:0.2%未満、中:2.0%未満

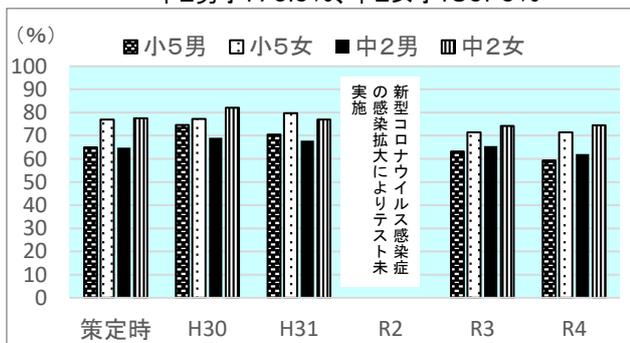


基本方針Ⅲ 健やかな体の育成

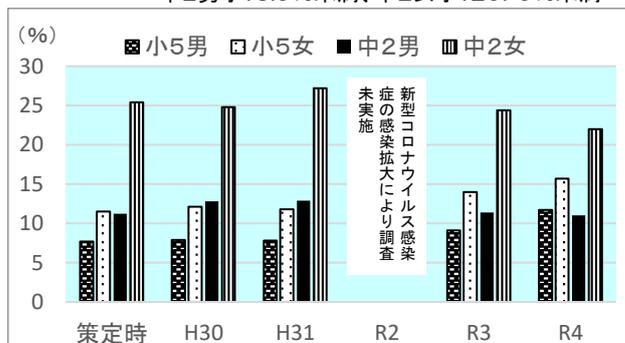
基本方策6 体力・運動能力の向上

■ 施策の方向1 体力・運動能力向上の取組の充実

- 新体力テストの総合評価がC以上の児童生徒の割合
目標～ 小5男子:70.0%、小5女子:80.0%、
中2男子:70.0%、中2女子:80.0%

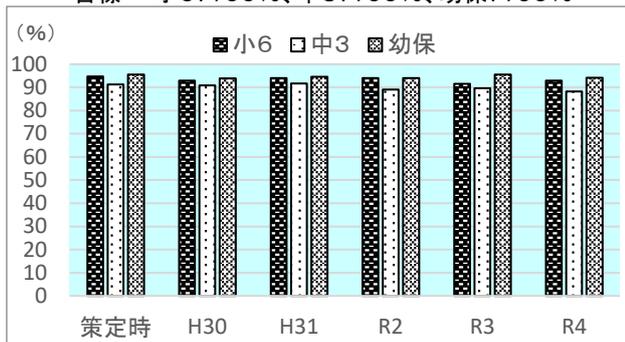


- 「1週間における、体育の授業以外での運動やスポーツの合計時間が1時間未満」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小5男子:5.0%未満、小5女子:10.0%未満、
中2男子:5.0%未満、中2女子:20.0%未満



■ 施策の方向2 食育の推進

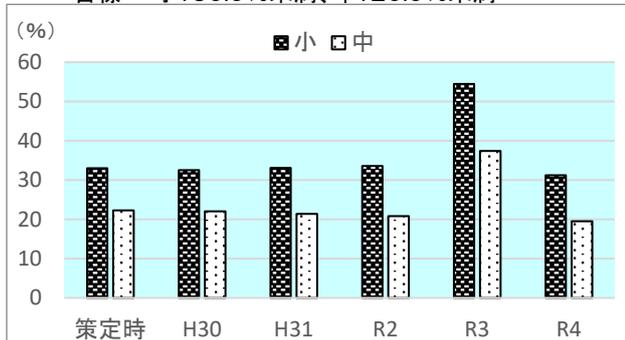
- 「朝食を毎日食べている、どちらかといえば食べている」と回答する児童生徒の割合
目標～ 小6:100%、中3:100%、幼保:100%



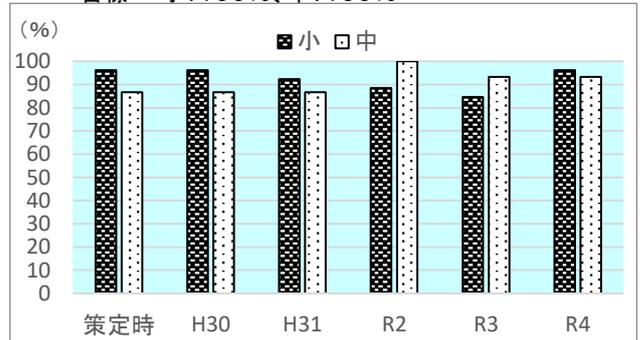
基本方策7 健康・防災・安全教育の推進

■ 施策の方向1 健康・防災・安全教育の充実

- う歯(未処置歯)のある児童生徒の割合
目標～ 小:30.0%未満、中:20.0%未満



- 地震～津波発生に特化した防災意識を高める授業を実施する小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%

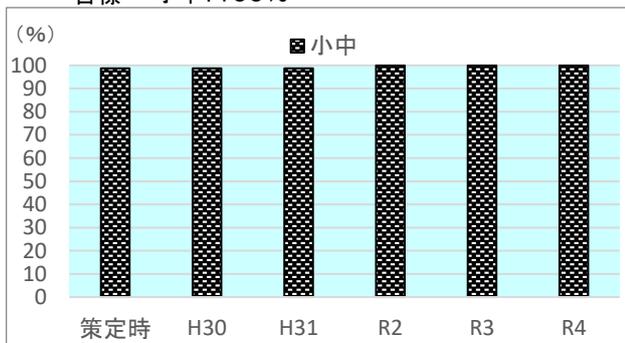


基本方針IV 充実した学びを支える教育環境の整備

基本方策8 安全で快適な教育環境の整備

■ 施策の方向1 安全・快適な教育環境の充実

- 市内小中学校耐震化整備の割合
目標～ 小中:100%



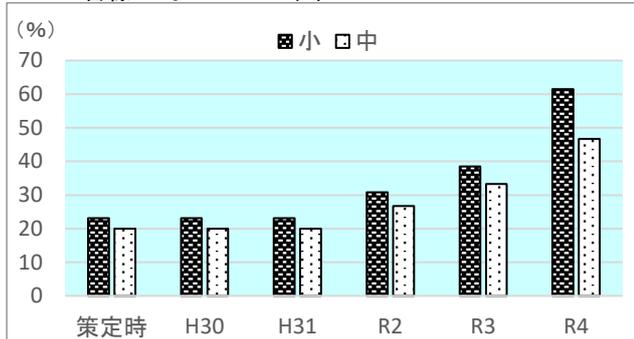
基本方針Ⅴ 信頼に応える学校づくりの推進

基本方針 9 魅力ある学校づくりの推進

■ 施策の方向1 開かれた学校づくりの推進

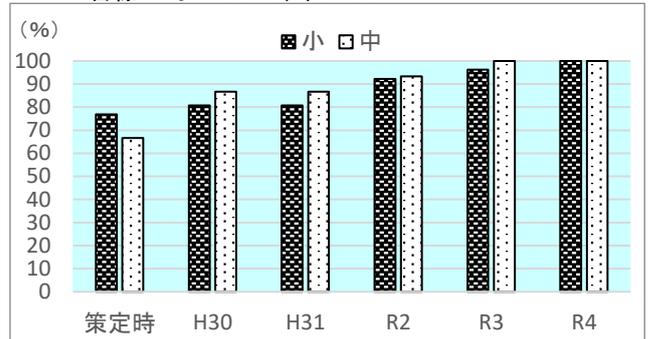
○ コミュニティ・スクールを導入している小中学校の割合

目標～ 小:60.0%、中:40.0%



○ 学校グランドデザインの作成とHPIによる公表をしている小中学校の割合

目標～ 小:100%、中:100%

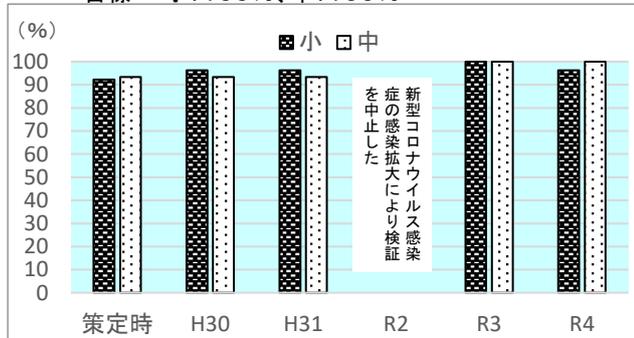


基本方針 10 教職員の資質向上

■ 施策の方向1 専門性を高める研修の充実

○ 校内研修の中ですべての学級や教科で授業公開を実施している小中学校の割合

目標～ 小:100%、中:100%



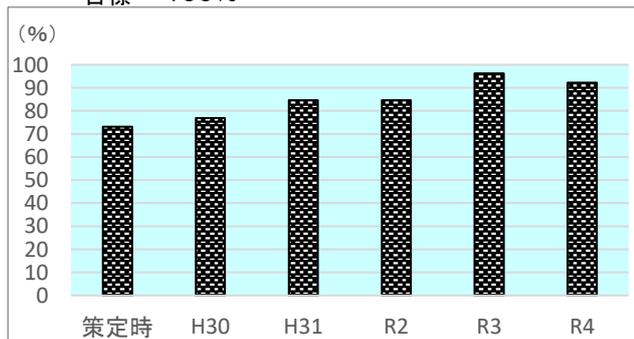
基本方針Ⅵ 健全な育ちを支える連携・協働の強化

基本方針 11 学校間の連携・協働の推進

■ 施策の方向1 幼児教育の振興・充実

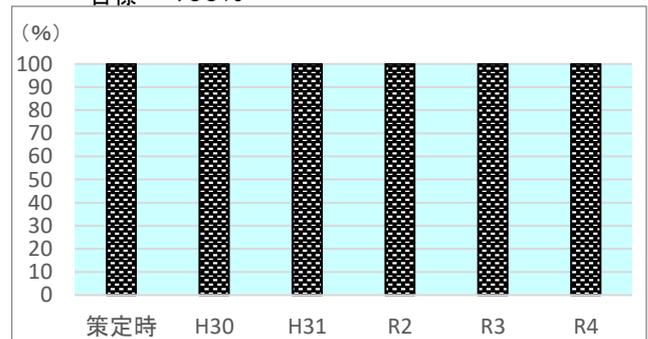
○ 入学予定児童の幼稚園・保育所と連携して、スタート・カリキュラムを作成している小学校の割合

目標～ 100%



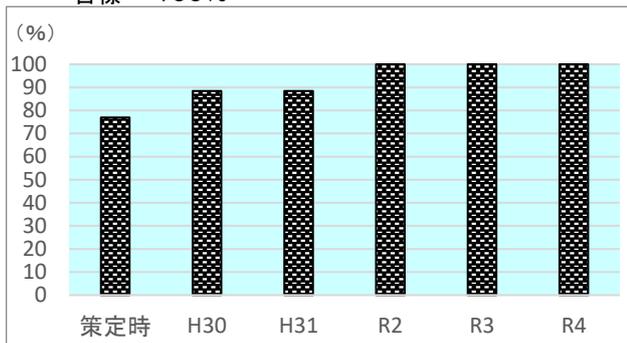
○ 保護者や学校関係者による学校評価を実施している幼稚園・保育所の割合

目標～ 100%

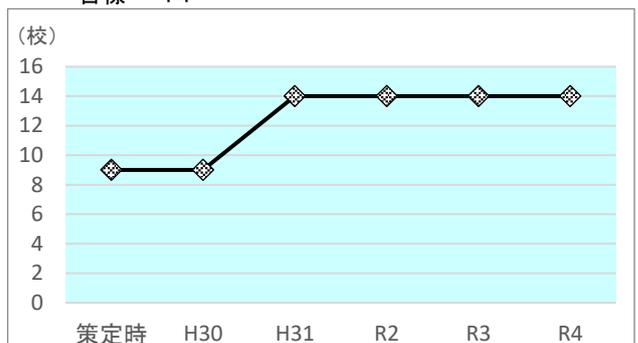


■ 施策の方向2 幼保小連携・小中連携の推進

- 近隣の幼稚園や保育所の授業(保育)参観を実施している小学校の割合
目標～ 100%



- 中学校区における「小中連携協議会」等の設置数
目標～ 14

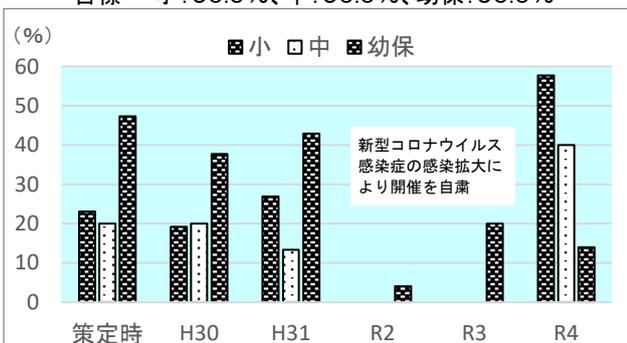


基本方針 VI 健全な育ちを支える連携・協働の強化

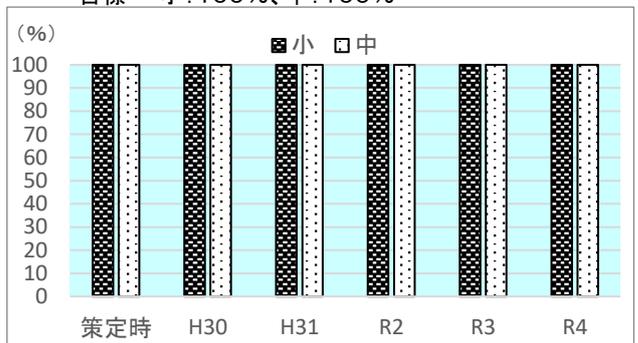
基本方策 12 家庭・地域との連携の推進

■ 施策の方向1 家庭の教育力の向上

- 「家庭教育講座」を開催している小中学校及び幼稚園・保育所の割合
目標～ 小:50.0%、中:50.0%、幼保:50.0%

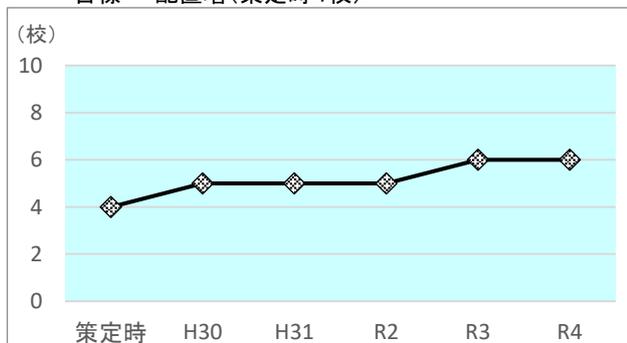


- 家庭でのアウトメディアに関する目標を設定・提案している小中学校の割合
目標～ 小:100%、中:100%



■ 施策の方向2 地域の教育力の向上

- 学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの配置校数
目標～ 配置増(策定時4校)



参考資料2 釧路市教育推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 基礎学力や体力・運動能力の向上、いじめ・不登校をはじめとする教育課題の克服に向けた具体的な目標を設定するとともに、目標達成のための各種施策を着実に推進するために策定する釧路市教育推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）の策定に関する検討を行うことを目的として、釧路市教育推進基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、推進基本計画の策定にあたり、施策・事業等の具体的な取り組みについての意見交換を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、学識経験者、地域・保護者の代表、教育関係者をもって組織し、策定委員会の委員は釧路市教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた時は、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、釧路市教育委員会教育支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附則 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

参考資料3 釧路市教育推進基本計画策定委員会 委員名簿

| | 団体名 | 策定委員名 | 区分 |
|----|-------------------|-----------|--------------|
| 1 | 釧路市小中学校校長会 | 本 川 敬 一 | 教育（中学校） |
| 2 | | 野 口 育 子 | 教育（小学校） |
| 3 | 釧路市小中学校教頭会 | 奥 田 真 由 | 教育（小学校） |
| 4 | | 長 谷 川 充 夫 | 教育（中学校） |
| 5 | 北海道高等学校長協会釧路支部 | 埴 浩 伸 | 教育（高等学校） |
| 6 | 釧路市立小中学校のあり方検討委員会 | 浅 利 祐 一 | あり方検討委員会 |
| 7 | 北海道教育大学釧路校 | 早 勢 裕 明 | 教育（大学） |
| 8 | | 小 沼 望 来 | 教育（大学） 地域 |
| 9 | 釧路市私立幼稚園連合会 | 大 嶋 春 香 | 教育（幼稚園） |
| 10 | 釧路市私立保育園連合会 | 北 構 和 代 | 教育（保育園） |
| 11 | 北海道釧路養護学校 | 高 橋 好 則 | 教育（特別支援学校） |
| 12 | 釧路市連合町内会 | 大 久 保 貢 | 地域 |
| 13 | 釧路市PTA連合会 | 濱 口 憲 太 | 地域・保護者 |
| 14 | | 高 橋 明日香 | 地域・保護者 |
| 15 | 釧路市民生委員児童委員協議会 | 小 畑 敦 子 | 地域 |
| 16 | 釧路市社会教育委員 | 藤 原 節 男 | 教育 |
| 17 | 釧路市地域学校協働本部 | 森 敏 隆 | 地域 |
| 18 | | 大 越 祥 子 | 地域・保護者 |
| 19 | 釧路市文化団体連絡協議会 | 片 桐 茂 貴 | 地域 |
| 20 | 一般社団法人釧路青年会議所 | 山 口 光 信 | 地域 |
| 21 | 釧路こども家庭支援センター | 笠 井 雄 二 | 地域 |

参考資料4 釧路市教育推進基本計画策定経過

| 月 日 | 内 容 |
|----------------------------|--|
| 2022年 6月28日 釧路市生涯学習センター | 第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 委員長、副委員長の選出 ・ 策定の進め方について ・ 現計画の検証結果について |
| 2022年 8月26日 釧路市生涯学習センター | 第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市教育推進基本計画の「たたき台」について |
| 2022年11月29日 釧路市生涯学習センター | 第3回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市教育推進基本計画の素案（案）について |
| 2022年12月12日 | 12月定例会市議会 総務文教常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市教育推進基本計画の「素案」の報告 |
| 2022年12月19日 | パブリックコメント <ul style="list-style-type: none"> ・ 期 間 ～令和5年1月18日 ・ 公表場所 市役所・各行政センター市政情報コーナー 各支所、市ホームページ ・ 募集方法 メール、郵送、ファックス、持参 ・ 意見状況 なし |
| 2023年1月31日 釧路市生涯学習センター | 第4回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市教育推進基本計画の（案）について |
| 2023年3月 | 2月定例会市議会 総務文教常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市教育推進基本計画の（案）の報告 |
| 2023年3月 | 釧路市教育委員会3月定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市教育推進基本計画策定（議案第39号） |

釧路市教育推進基本計画

《2023～2027年度》

(令和5～9年度)

2023年3月

発行 釧路市教育委員会

編集 釧路市教育委員会 学校教育支援課

〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地

TEL 0154-23-5189

FAX 0154-25-5999
